



KINKI KYOSAI

近畿共済の現状 2022

DISCLOSURE 2022



KINKI KYOSAI
DISCLOSURE 2022



近畿交通共済協同組合

KINKI KYOSAI DISCLOSUR 2022

近畿共済の現状2022

組合の概要 (令和4年3月末現在)

名 称	近畿交通共済協同組合 (略称 近畿共済)
所 在 地	大阪市城東区鳴野西2丁目11-2 (大阪府トラック総合会館内)
設 立 日	昭和45年8月27日
組 合 員 数	3,314事業所
出 資 金	2億193万円
総 資 産	225億3,613万円
役 員 数	111名
職 員 数	120名

CONTENTS

理事長あいさつ	1
組合のビジョン	2
事業の概況	4
組合運営の仕組み	8
法令遵守の体制	9
リスク管理の体制	9
員外利用の管理の体制	11
裁判外紛争解決制度	11
商品の概要	12
契約の概要	14
事故処理サービス	16
事故防止サービス	18
トラック共済のネットワーク	20
資料編	21

※本誌は、中小企業等協同組合法第61条の2および同施行規則第166条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

DISCLOSUR 2022

近畿共済の現状2022

ごあいさつ



近畿交通共済協同組合
理事長 坂田 喜信

謹啓

トラック運送事業者の皆様には、日頃より近畿共済をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。私どもの事業概況、財務状況を皆様にお知らせするためにこの冊子を作成いたしました。本誌をご覧いただき、近畿共済の事業に一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

近畿共済は、日本万国博覧会が開催された1970年(昭和45年)に、大阪でトラック運送事業者の相互扶助に基づく協同組合として、全国に先駆けて設立されました。それ以降、順調に業容を拡大して奈良、和歌山、滋賀、京都を加えた2府3県で、自動車共済を中心に事業を展開してまいりました。平成13年10月には、トラック共済の全国組織である交協連(全国トラック交通共済協同組合連合会)を窓口に自賠責共済に参入、さらに近畿共済本体では取り扱っていない生保、損保の商品を販売するキンコウセーフティ(株)を設立して幅広くトラック運送事業者のニーズに応えてまいりました。

現在、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は3年目を迎え、未だ収束の見通しは立っていません。また、産油国からの原油の供給不足に加え、ロシアによるウクライナ侵攻による燃料価格の高騰や世界的な物価上昇の流れにもかかわらず、そのコスト上昇に係る運賃への転嫁は難しく、また慢性的なドライバー不足は、さらに深刻さを増し、我々中小トラック運送事業者は、事業存続の危機に直面し

ています。このようなトラック運送事業者にとって大変厳しい時代に近畿共済は、損保からの攻勢が年々激しくなるなか、事業者の皆様に支持されるサービスまた商品を提供するとともに組合運営の透明性および健全性の確保に努め、執行部の指導・管理のもと人材の育成、組織の整備を進め開かれた組合運営を目指してまいります。

令和3年度は、10億9千万円余りの経常利益を計上いたしました。この利益につきましては、出資配当および利用分量配当として3億円余りを組合員の皆様に還元いたしました。

令和4年度の事業活動につきましては、まず、事故の解決にあたっては、被害者救済を念頭におきながら、組合員の皆様にご納得いただける事故処理を行うことに徹してまいります。また、事故防止活動につきましては、事故の防止・削減のため様々な講習会の開催や国土交通省が定める「貨物自動車運送業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の12項目についてeラーニング方式で学習できるよう学習管理システムを提供してまいります。さらに共済運営の基盤は契約の拡充であることを肝に銘じて、未契約、未加入の事業者の皆様に積極的に働きかけてまいります。たいへん厳しい経営を強いられているトラック運送事業者の経営の一助となるべく、これからも運営してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

謹白

近畿共済のめざすもの

近畿共済を取りまく環境変化

近畿共済の組織基盤であるトラック運送業界は、国民生活と産業を支えるエッセンシャルな公共輸送サービスという重要な役割を担っています。しかし、長引くコロナ禍に加え、燃料価格高騰に見舞われ極めて厳しい経営環境にあります。「標準的な運賃」の普及促進による適正な運賃収受をはじめ、少子高齢化による生産年齢人口の減少のもとで働き方改革にともなう労働条件の改善など様々な課題が山積し、持続的なトラック輸送を維持・確保していくための対応が求められています。

一方損害保険業界は、保険の自由化以降、激的な商品や価格の競争が展開されてきましたが、主力の自動車保険分野では少子高齢化や人口減少により国内の市場が縮小するなか、自動車の安全性能向上にともなう事故の減少により保険料を引下げる見通しで、加えて自動運転や情報通信技術革新による自動

車保険市場の緩やかな縮小も予想されており、損保各社の競争は一段と激しさを増しています。

こうした厳しい状況のもと、当組合においても、損保会社との競争や損害賠償水準の高額化などに加えて、消費税増税や民法改正の影響で収益環境の厳しさが増し、長引くコロナ禍の影響による経済活動の動向やリスクの多様化のもとで今後の不確実性が増大しています。また、共済事業に対して保険と同一の規制を図る一連の動向のもと、事業運営の健全性や透明性の確保をはかり、コンプライアンスの確立が厳しく求められることとなります。

近畿共済は、組合員、契約者の皆さまの信頼に依って共済事業を発展させるため、こうした環境変化に対応しつつ、組合の存在意義を輝かせ、事業基盤を将来にわたり確固たるものとするため大胆かつ堅実な事業運営を行っていきます。

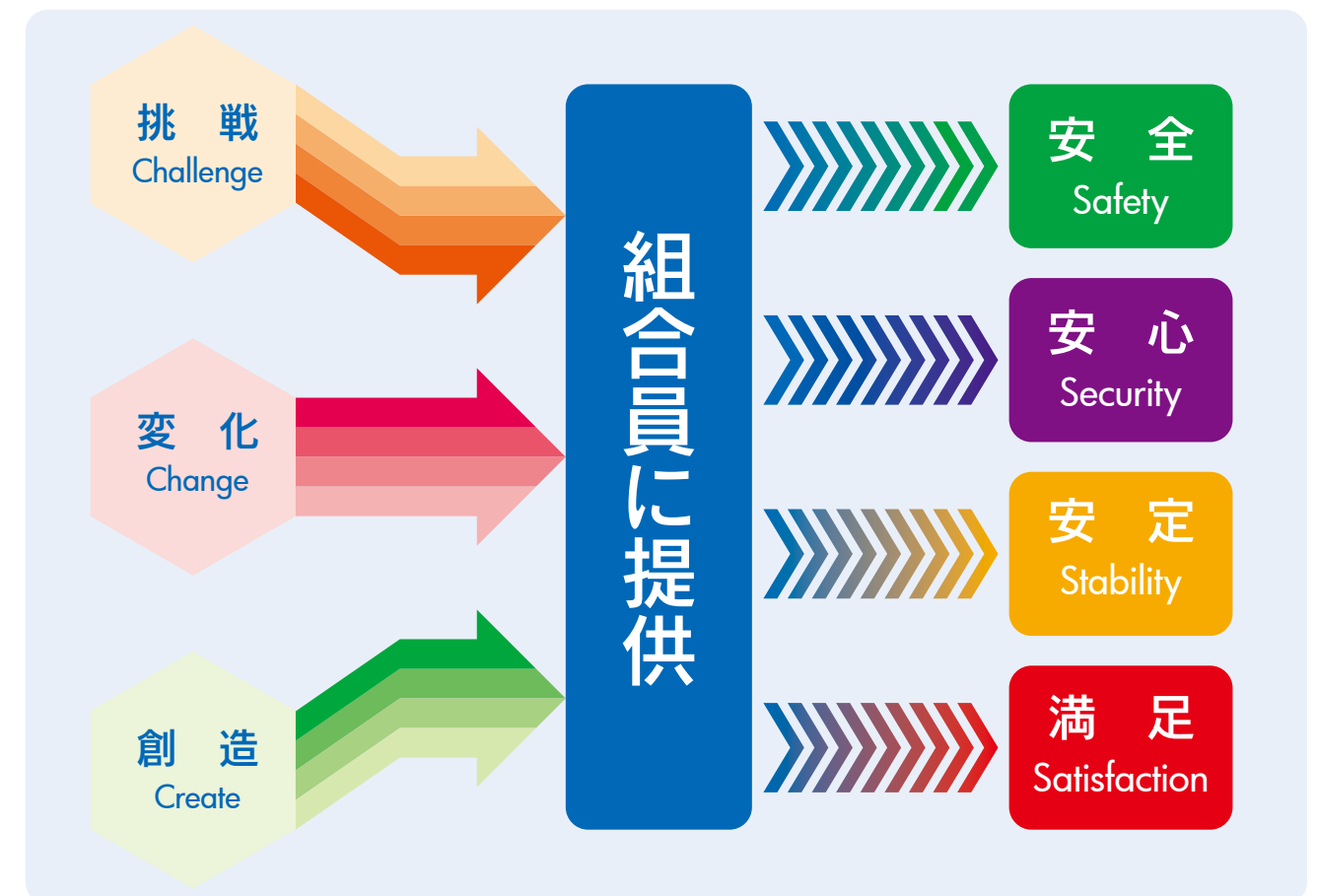
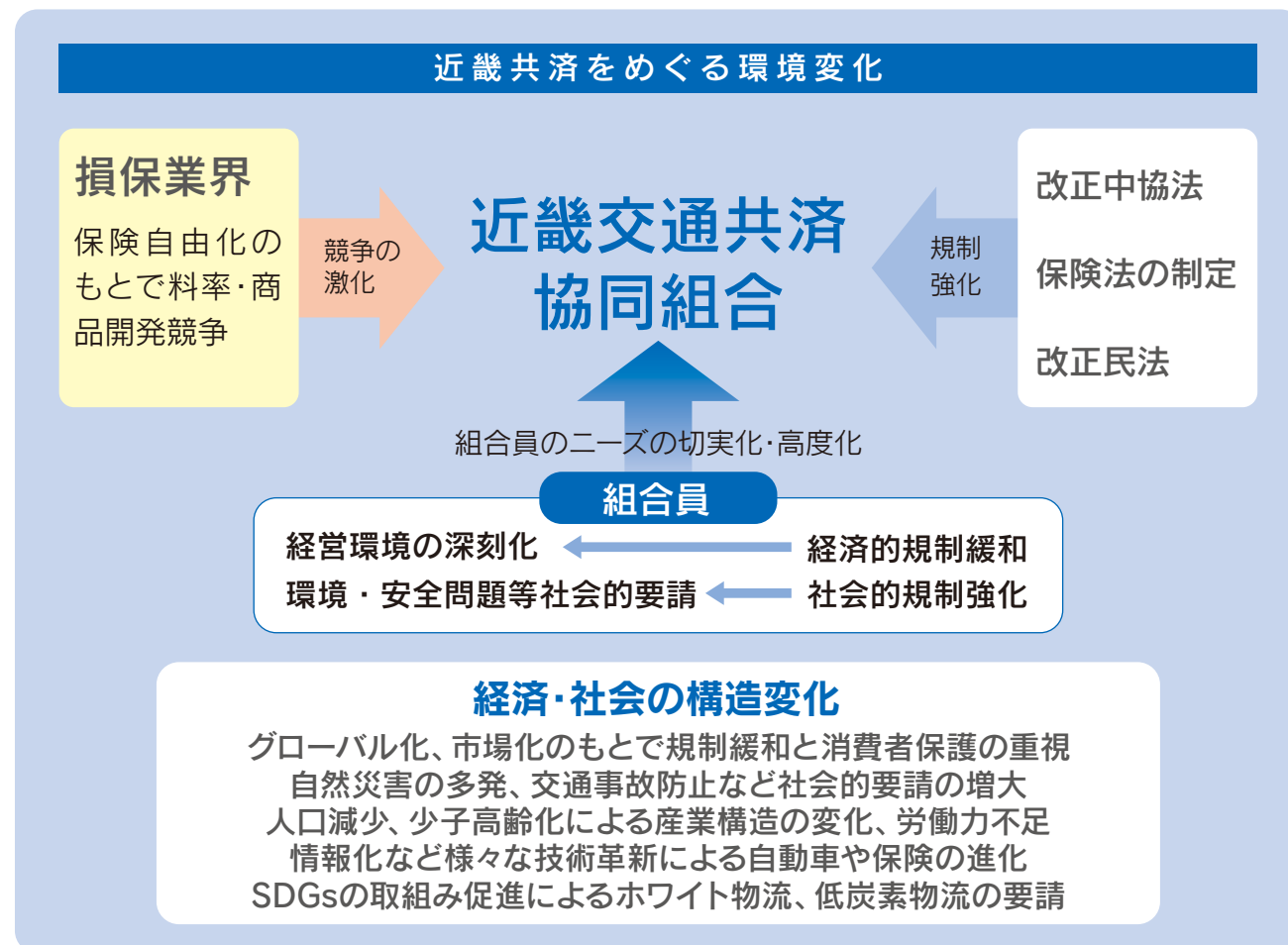
新しい時代における近畿共済のビジョン

近畿共済は、近畿地方2府3県の貨物運送業界の多数が参加する業界自らがつくった地域に根ざした協同組合であること、交通事故による損害賠償というリスクから事業を守るための自動車共済に特化した事業を行う組合であることに特色があります。だからこそ、組合員の協力による契約獲得費用の節減や交通事故防止の相互努力によって事業費や損害率を抑えて、損保料率に比較して優位な安い共済掛金を維持する努力をしてきました。

しかし、当組合も市場化や保険の自由化の進展の

もとで他社との競争を余儀なくされ、「顧客」である組合員から選ばれ支持される事業であるためには、組合員の多様化するニーズに的確に応えられる商品とサービスの提供により競争優位性を確保し、独自の信頼とブランド力で差別化を図っていかねばなりません。組合員の相互扶助という基本理念を大切にしながら経済社会の急速な変化への柔軟で迅速な対応を図り、組合員本位の事業を展開していきます。

1. トラック運送事業者のニーズに応える商品の企画開発と信頼されるサービスの提供
2. リーズナブルな共済掛金設定と厳格な収支管理による安定した事業基盤の確立
3. 適正な事故処理による交通事故被害者救済や交通事故防止活動等を通じた社会貢献
4. 組合員と組合の「顔と顔が見える」より良いパートナーシップの構築
5. コンプライアンスの推進とリスク管理の強化による健全な事業管理態勢の確立
6. DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による競争力と効率の向上と組合組織の成長促進



令和3年度 事業の概況

令和3年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大と緊急事態宣言等が断続的に発出される中、力強さを欠いていたが、緊急事態宣言等が解除された秋以降、経済社会活動の段階的引上げに伴い、個人消費が上向き、景気は持ち直しの動きが出てきました。しかし、欧米に比べて回復の遅れが目立っており、令和4年に入りロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響による物価高騰で先行きが不透明になっています。

こうした厳しい経済環境のもとで、貨物運送業界においては、コロナ禍の経済活動への影響に加えて燃料価格の高騰による輸送コスト上昇が経営を圧迫し非常に厳しい経営状況にあります。その中で業界の課題としては、業界を支援する政府等の動きを背

景として、適正運賃と正当な料金を収受する自助努力が求められています。

一方、損保業界は、国内自然災害の減少に加えて円安の影響などで保険料収入がコロナ前を上回るなどしており、自動車保険については、自動車の安全性の向上による事故率の低下で収支が改善し、保険料引き下げの動きが一段と加速することが見込まれています。

このような当組合を取り巻く厳しい現状において、当組合は、法令遵守や収支管理の徹底を行いながら、厳しい経営環境にある組合員の経営の一助となるように共済事業推進に取り組んだところ、次のとおりの結果を得るところとなりました。

1. 契約推進

本年度は、契約拡充による経営基盤強化のため契約台数と掛金規模の拡大を最優先課題として、コロナウイルス感染の影響で十分な営業の取組みができなかったものの、新規契約の獲得や契約内容のランクアップなどに重点をおきホームページの改良など組合員からの意見や協力を得て契約推進活動を展開しました。その結果、自動車共済掛金は前年度対比95%となり、対人、対物および搭乗者共済契約台数が減少したものの、車両共済が増加、新搬送引取費用特約も対人契約台数の46%まで増加しました。

2. 事故発生状況

本年の全国的な交通事故は、発生件数および死傷者数ともに前年より減少し、死者数は6年連続で戦後最少を更新しました。

当組合においては、コロナ禍による交通量の減少にともない大幅に減少した昨年度に比べて、本年度はゆるやかな景気回復にともない対物および車両共済の事故発生件数が増加、一方対人事故は減少となりましたが、全体としてコロナ禍以前と比較すると大幅な減少となっています。対人事故の発生件数および事故率は7年連続で減少しました。

3. 事故処理

本年度は迅速・適正な損害査定に重点をおいた事故解決に努めたものの、発生件数増加に伴い対物および車両共済の未済件数が増加しました。

4. 事故防止対策

事故防止は、取り組むべき最重要課題であるという認識のもと、事故多発事業所に対し、積極的な個別訪問指導を行うなど、個別事業所対策に重点を置き、そのなかで個別講習会の開催、運転適性診断車巡回サービスの実施、アクセスチェッカー・ミニ（可搬型運転操作検査器）貸出サービスの実施、事故防止機器購入の助成、優良ドライバーコンクール等の実施などの対策に取り組みました。

5. 制度・規程の改定

当組合の役員（理事、監事）選出方法について、定款を改正し、選挙制から選任制に変更しました。
弁護士費用補助規約の新設（令和4年4月1日実施）等を行いました。

令和3年度の収支の状況

令和3年度は、対人および対物共済の契約台数減少に加えて優良割引率の進行により正味共済掛金は68億5,674万円と前年度より3億7,116万円（5.1%）減少し、加えて支払備金戻入、責任準備金戻入、資金運用益等が減少したため、経常収益は11億1,579万円減の176億7,400万円となりました。

一方、対人事故発生数が減少したことにより支払共済金は7億6,183万円（15.5%）減少し41億6,598万円、支払備金繰入も65億8,898万円と1億2,008万円減少し、事業費、一般管理費等が増加したものの、経常費用は7億4,954万円減の165億8,120万円となりました。

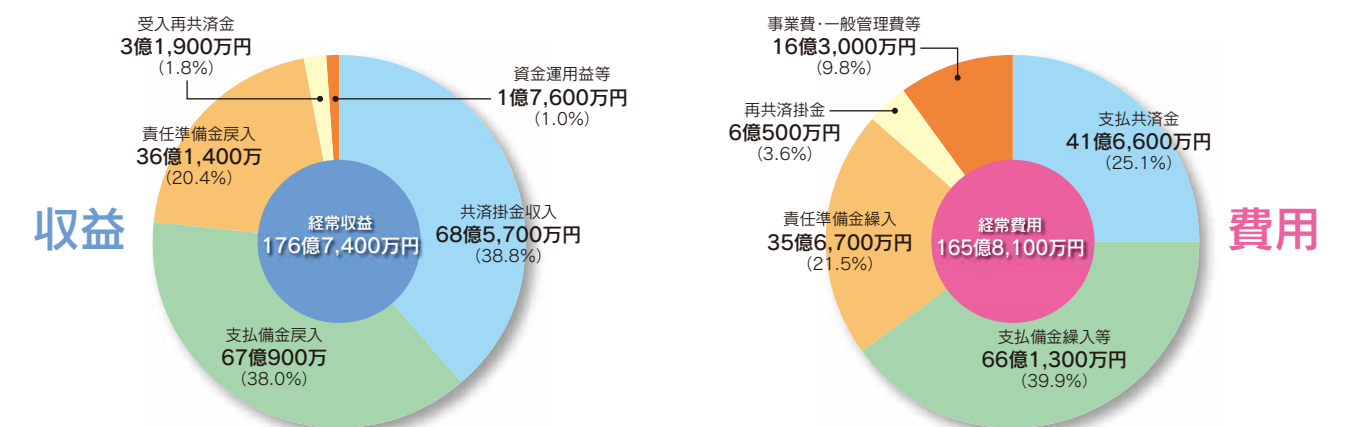
この結果、今年度の経常利益は、前年度に比べ3億6,626万円減の10億9,343万円を計上することができました。

共済種目別の収支状況については、対人共済が3

億6,832万円と2期連続で黒字となり、搭乗者共済が8,001万円、対物共済が9,425万円、車両共済が4億1,678万円と全自動車共済が2年連続で黒字となりました。前年度比では対人および搭乗者共済が増益となりました。自賠責については、収支相等の計算をしています。

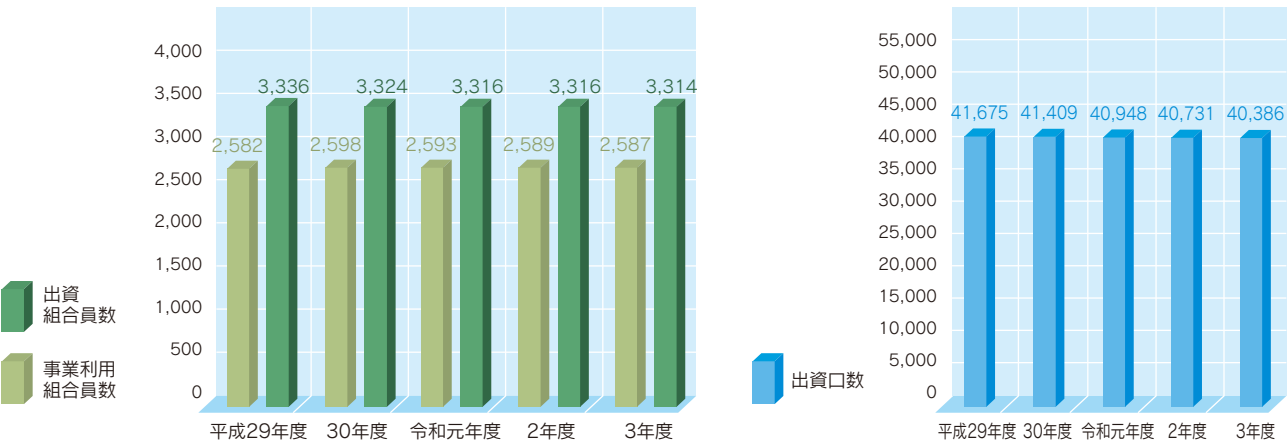
本年度の当期純利益金については、出資配当として59万円余を年0.3%の配当率で出資口数に応じて配当を行い、また、利用分量配当として、事業利用組合員に3億174万円余を事業利用の分量に基づき補償率に応じて全組合員に分配しました。また、6億円余を内部留保しました。これにより、当組合の内部留保は、104億6,044万円となりました。内訳は、利益準備金5億8,400万円、組合積立金98億993万円、教育情報費用繰越金6,000万円、次期繰越金651万円です。

令和3年度収支決算
損益計算書

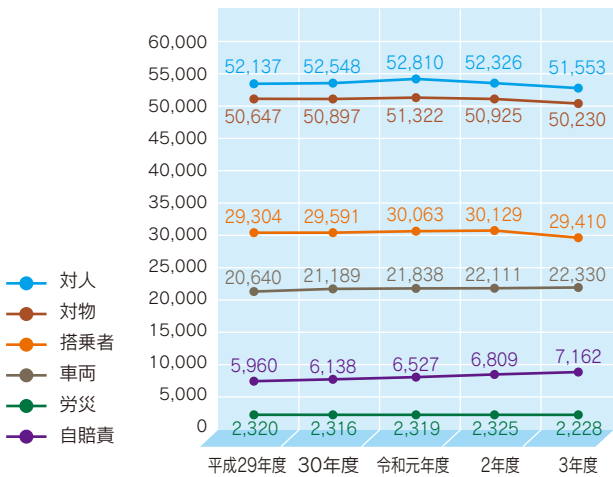


令和3年度 事業の概況

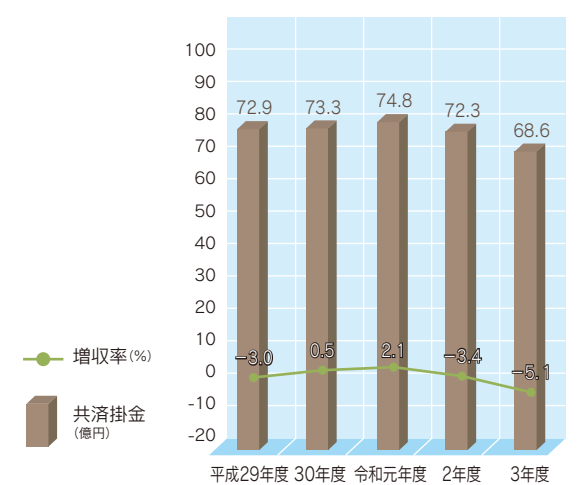
出資及び事業利用組合員数、出資口数の推移



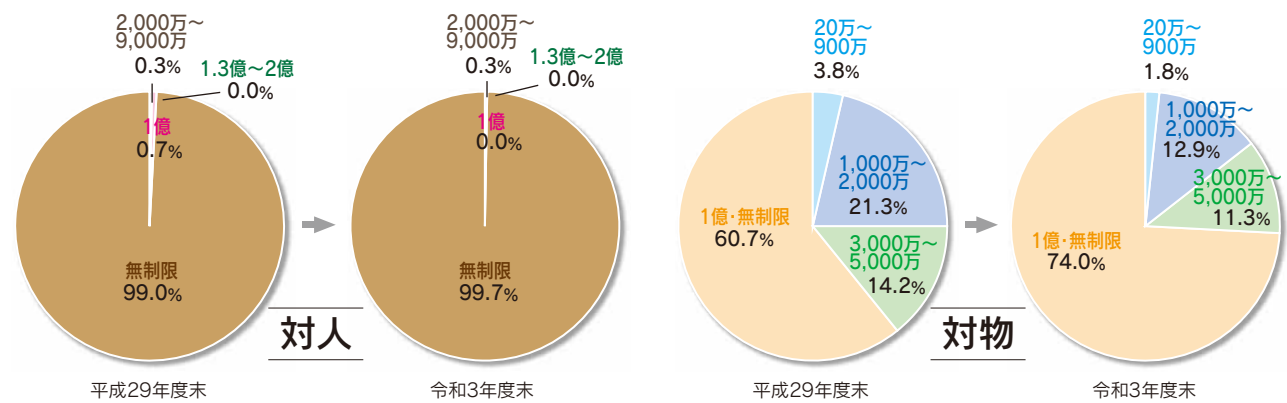
契約台数（人員）の推移



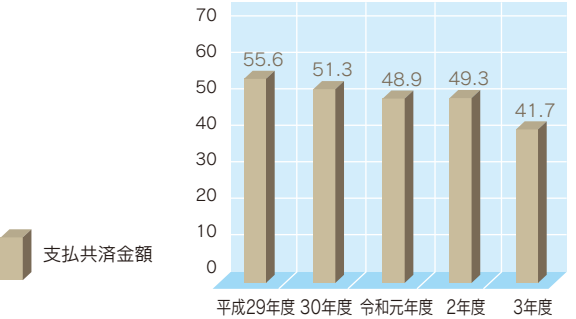
共済掛金収入額の推移



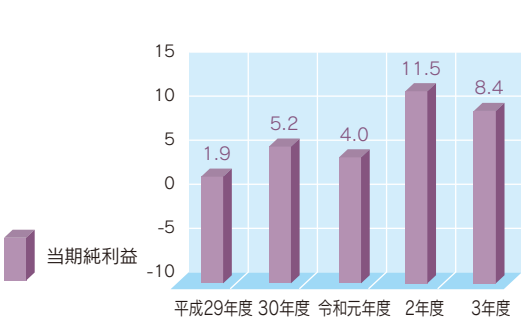
共済金額別契約構成比の推移 (単位：%)



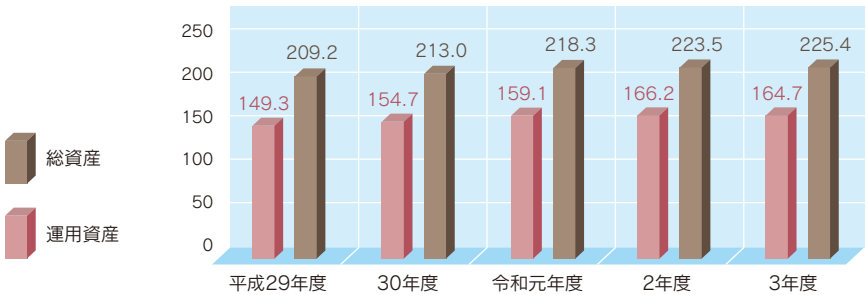
支払共済金額の推移 (単位：億円)



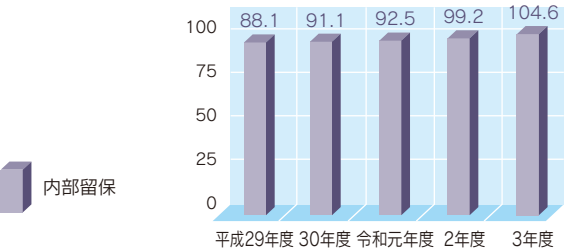
当期純利益の推移 (単位：億円)



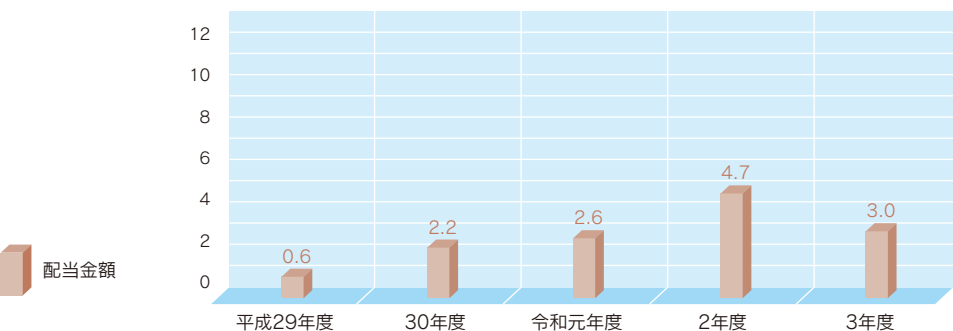
組合資産の推移 (単位：億円)



内部留保の推移 (単位：億円)



組合員への配当金額 (単位：億円)



皆さまからの信頼をいただくために

組合の組織運営のしくみ

近畿共済は、中小企業等協同組合法にもとづき、国土交通省近畿運輸局（当時は運輸省大阪陸運局）の認可を受けて設立された、貨物運送事業者が自発的に相互扶助の精神で運営する協同組合であり、組合員に奉仕することを目的にしています。

当組合は創立以来、常に「組合員第一」の姿勢に徹し、組合員の切実な要望や実態に応じた共済事業を展開してきました。そのためにも、常に組合員の

意見が反映される運営に努力し、組合員の運営参加を大切にしてきました。

意思決定のシステムはもちろん、組合員会や地区委員制度などを通じて組合員が運営に参加するという協同組合本来の姿勢を表す取り組みのほかに、事務局職員が組合員の相談を日常的に受けたり、アンケート活動などを通じて組合員のご意見やご要望を事業運営に反映させるよう努力しています。



総代会
各地域から組合員数に応じて選出された総代（184名）による最高意思決定機関で、毎年度の事業計画と事業報告書、予算と決算、定款・規程の改正などの機関決定を行い、理事、監事を選任します。毎事業年度終了後3か月以内に開催される通常総代会と、必要に応じて開催される臨時総代会があります。



理事会
総代会で選出された理事（105名）により構成される、組合の業務執行方針決定機関です。通常・臨時総代会の召集や提出議案について議決します。理事の中から理事長、副理事長、専務理事および常務理事を選任します。



監事
総代会で選出された監事（7名）により、理事による業務運営に対する監視機能を果たせるよう、会計監査および業務監査を行います。監査の専門性の見地から1名以上の員外監事の選任が法律上義務づけられています。



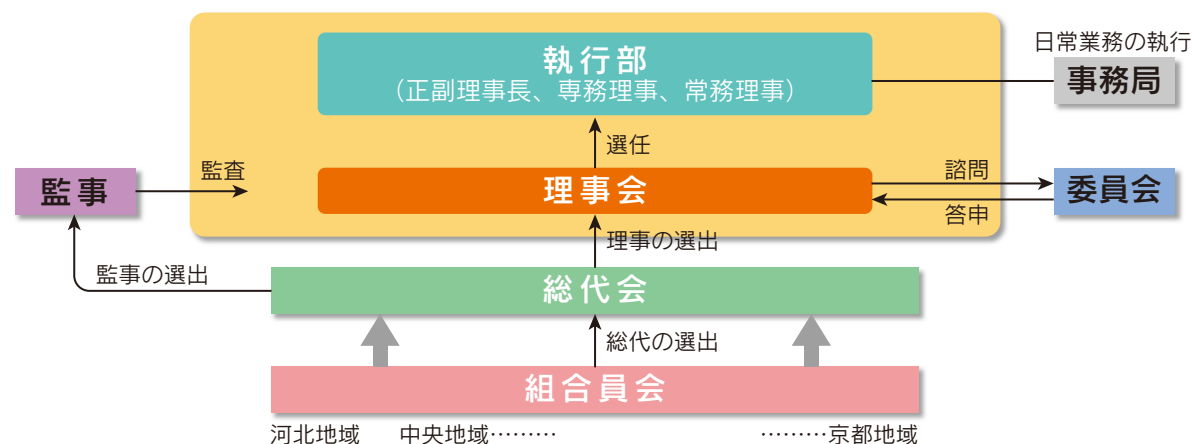
委員会
理事会の諮問機関として、総務委員会、企画広報委員会、契約推進委員会および事故防止委員会の四つの常設委員会、共済金決定等について共済契約者からの不服申立てを審査する審査委員会があります。



組合員会
各地域において組合員、役員、事務局が一堂に会し、共済事業の説明や意見交換を行い、組合運営に対する理解と協力をえるとともに、総代、役員候補者の選出を行います。



地区委員会議
地域の契約、事故防止活動を地区ごとにきめ細かく推進していくこととあわせて、組合員の声や未加入事業所の意見を引き出し組合運営に反映させることを目的として制度化されています。



コンプライアンス（法令遵守）の取り組み

当組合は、社会的責任を果たし、組合員や契約者の皆さまから信頼いただくためにコンプライアンス（法令等遵守）の態勢を強化し、これを重視した事業運営を行うよう努めています。

1. 行動指針・行動規範

当組合は、コンプライアンスを事業運営上の重要課題と位置づけ、行動指針のもと、行動規範や各種方針を明確にし、役職員はこれにもとづき業務を遂行しています。

役職員一人ひとりがコンプライアンスの意識を高め、適切な業務遂行を図るよう努めています。

2. コンプライアンス推進体制

当組合事務局内に、専務理事を議長とするコンプライアンス推進会議を設置して、コンプライアンスの推進状況等について審議しています。

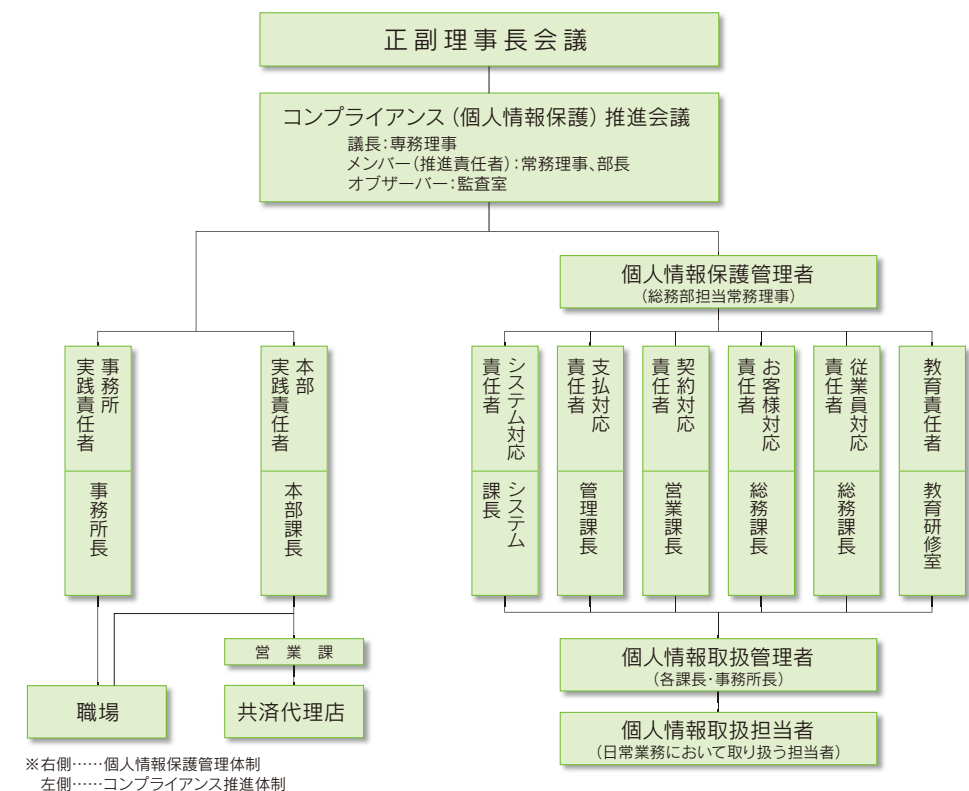
コンプライアンスの実務については、コンプライアンス推進責任者・実践責任者を定め、各部署の日常業務において、

3. コンプライアンスの実践のために

コンプライアンス推進のための実施計画としてコンプライアンス・プログラムを正副理事長会議において決議し、この計画に沿って取り組んでいます。

コンプライアンスを実現するための具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを作成し、全役職員、派遣職員の研修を行い、周知徹底をはかっています。

コンプライアンス推進体制



リスク管理の体制

当組合を取り巻く経営環境の変化にともなう共済事業運営上のリスクの高度化・複雑化・多様化に的確に対応し、共済事業の維持・発展を図り、組合員・経営者などへの責任を果たす上で、リスク管理は経営上の最重要課題となっています。

当組合では、「リスク管理基本方針」を制定し、当組合のリスク管理の基本目的と行動指針を定めるとともに、組織体制や運用を規定する「リスク管理基本規程」に基づきリスクの正確な把握と適切な管理に努めています。

皆さまからの信頼をいただくために

個人情報保護

当組合では、個人情報保護法に対応して、組合員・運転者、事故被害者の皆さまなどが安心して当組合のサービスをご利用いただけるよう、皆さまの個人情報について、別記のとおり「個人情報保護方針」を定め、情報の適正な管理、利用、提供及び開示に取り組んでいくとともに、「個人情報保護規程」等に基づき個人情報を適正に取り扱うための事務局内体制の整備や個人情報保護意識の高揚に努めています。

個人情報保護方針

近畿交通共済協同組合（以下、「当組合」といいます。）では、組合員・契約者等の皆様からのご信頼をいただけるよう個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づき、次のとおり個人情報の適切な保護、管理、利用に努めています。

1 個人情報の取得と利用

当組合では、自動車共済、自賠責共済、労災共済等の事業に関する個人情報を、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により取得いたします。

これらの情報は、次の目的に必要な範囲内で利用いたします。

①ご本人かどうかの確認

②共済契約の締結および共済掛金等の収受

③共済金等の支払

④再共済契約の締結、再共済契約に基づく通知および再共済金の請求

⑤事故防止活動

⑥その他の商品・サービスのご提供・ご紹介

⑦各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供

⑧当組合が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施

⑨より良い商品の開発

⑩その他、組合員・契約者等の皆様とのお取引等の適切かつ円滑な履行

2 個人データの第三者への提供

当組合では、以下の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

(1)法令により必要と判断される場合

(2)利用目的の達成のために必要な範囲において、業務委託先等に提供する場合

(3)共同利用を行う場合（下記3をご覧ください。）

(4)組合員・契約者等の皆様または公共の利益のために必要であると考えられる場合

3 共同利用

当組合は、損害保険会社等との間で個人情報を共同利用しております。

詳細につきましては、「個人データの共同利用について」をご覧ください。

4 個人情報の保護・管理

当組合では、組合員・契約者等の皆様に関する情報については、正確に、新しいものにするよう適切な措置を講じています。また、収集した個人情報への不当なアクセスの危険に対しては、防止するための十分な措置を講じて情報の保護に努めております。

5 保有個人データに関する開示・訂正のご依頼

当組合では、組合員・契約者等の皆様から情報開示・訂正のご依頼については、下記の「お問い合わせ窓口」にご請求ください。ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当組合所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、特別の理由がない限り対応いたします。

【お問い合わせ窓口】近畿交通共済協同組合 総務課 電話;06-6965-2820

個人情報の取扱いに関する上記内容については適宜見直し、改善していきます。

特定個人情報等の取扱い

当組合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を遵守して、特定個人情報の適正な取扱いを行います。

共済事業の員外利用の管理体制

組合は、法令により組合員の利用分量の100分の20まで員外利用をさせることが可能であると規定されています。当組合では、法令に従って厳正に員外利用管理を行うため、員外契約比率の点検を定期的に行うとともに、自賠責共済代理店に対する指導も行っています。

苦情・紛争解決機関について

当組合では、ご利用の皆さまに満足いただけるサービスの提供を目指して、共済事業にかかる相談や苦情を受付けております。皆さまの苦情や相談は、時として厳しいご意見も含まれていますが、それは当組合の商品やサービスに高い関心と信頼があればこそと真摯に受けとめ、積極的に業務改善に生かしていきます。

また、皆さまから申し出いただいた相談・苦情等について、当組合の対応でご納得のいく解決に至らず、外部の中立的な第三者機関を利用して紛争の解決を図りたいとお申し出があった場合は、苦情の申し出内容により、次の機関のご紹介もいたします。

◇一般社団法人 日本共済協会の共済相談所

（一社）日本共済協会の共済相談所では、会員団体の商品やサービスに関する全般的な相談や苦情を受けつけるとともに、審査委員会を設置しており、紛争の申し立てがあった場合は、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

なお、当組合など15のトラック交通共済で構成する全国トラック交通共済協同組合連合会は、（一社）日本共済協会の会員団体です。

※申出対象事案 ○共済契約に関する共済契約者等からの苦情の受付

○自損事故共済、搭乗者共済、労働災害共済、共済契約内容に関する共済契約者等からの解決依頼

電話番号 03-5368-5757【受付時間：9:00～17:00（土日・祝日および12月29日～1月3日を除く）】

詳しくは、同協会のホームページ（<http://www.jcia.or.jp/adr/>）をご参照ください。

◇一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責共済の支払に関して、ご納得いただけなかったための、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠責共済の支払に関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

※申出対象事案 ○自賠責共済に関する被害者等からの解決依頼

詳しくは、同機構のホームページ（<http://www.jibai-adr.or.jp>）をご参照ください。

◇公益財団法人 交通事故紛争処理センター

（公財）交通事故紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を無料で行っています。

※申出対象事案 ○対人賠償、対物賠償、自賠責共済に関する被害者等からの解決依頼

詳しくは、同センターのホームページ（<http://www.jcstad.or.jp>）をご参照ください。

◇公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

（公財）日弁連交通事故相談センターの相談所が全国156か所（各弁護士会内等）に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関する相談や示談の斡旋を無料で行っています。

※申出対象事案 ○対人賠償、対物賠償、自賠責共済に関する被害者等からの解決依頼

詳しくは、同センターのホームページ（<http://www.n-tacc.or.jp/>）をご参照ください。

反社会的勢力への対応および利益相反取引の管理

当組合では、反社会的勢力への対応に関する基本方針を定め、毅然とした対応に努めています。また、利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理方針を定めています。

10 2022 DISCLOSURE KINKI KYOSAI

2022 DISCLOSURE KINKI KYOSAI 11

シンプルで確かな補償 わかりやすい商品内容で基本補償を確保します

自動車共済

対人共済 自動車事故で他人を死傷させ、被害者への損害賠償金額が
自賠責保険で支払われる額を超えたとき、共済金をお支払いします。

お支払いする共済金
損害賠償額と費用の合計額から自賠責保険（共済）金を差し引いた額をお支払いします。
被害者1名ごとの損害につき共済金額を限度としてお支払いします。
引受限度額は、無制限です。共済金額は安心の「無制限」をおすすめします。
臨時費用として、別枠でお支払いします。（死亡の場合5万円、入院の場合2万円）

自損事故共済 共済契約者、従業員である運転者または搭乗中の従業員等が、自損事故（運転ミスにより電
柱に衝突したり、崖から転落した場合など）によって死亡またはケガをし、その損害について
自賠責保険から補償されないときに、共済金をお支払いします。

- お支払いする共済金**
- 死 亡 共 済 金 対人共済金額に応じて1,200万円から1,600万円
 - 後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて死亡共済金の4%から100%
 - 介護費用共済金 介護を要する重度後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて200万円または350万円
 - 医 療 共 済 金 入院1日につき6,000円、通院1日につき4,000円（限度額100万円）
（以上の共済金については、労災保険給付がある場合は、それぞれ半額となります。）
 - 減収補償共済金 死亡または入院が60日以上の場合に、対人共済金額に応じて120万円から160万円
臨時費用として、死亡の場合30万円、60日以上入院の場合10万円をお支払いします。

自損不担保特約もあります。
自損事故補償については、基本的に対人共済契約をされると自動的に付帯していますが、自損事故の場合は労災共済や搭乗者共済と補
償が重複することから、契約者の選択により自損事故補償の取り外しも可能です。

無保険車傷害共済 自動車事故により、契約自動車に乗車中の人が死亡または後遺障害を被った場合で、
加害者が対人賠償保険等に参加していないなどのため、十分な損害賠償が受けられな
いときに、その損害を補償します。

お支払いする共済金
お支払いする共済金は、対人共済の共済金額が限度となります。なお、無制限契約の場合は2億円が限度となります。

対物共済 自動車事故によって他人の自動車や家屋などに損害を与え賠償しなければいけな
いとき、共済金をお支払いします。

お支払いする共済金
共済金額を限度として、修理費等の合計額からご契約の免責金額（自己負担額）を差し引いた額をお支払いします。
引受限度額は、無制限です。免責金額は、ゼロ、3万円、5万円、10万円、15万円、20万円、30万円、50万円の8種類です。共
済金額は安心の「無制限」をおすすめします。
なお、免責30万円、50万円については、営業用の普通貨物自動車（2t超）、普通貨物自動車（2t以下）、小型貨物自動車、普通車ダ
ンプカー、特種用途自動車、A種工作車、B種工作車で1,000万円以上の共済金額の場合となります。
ご契約の車両の対物共済金額が10億円を超える金額で契約されており、ご契約の車両に積載された危険物またはご契約の車両がけん引
するけん引自動車に積載された危険物の火災、爆発、漏えい起因する対物事故の場合にお支払いする対物共済金の限度額は10億円
となります。航空機の滅失、破損または汚損を伴う事故の場合も同様とします。ご契約の車両が、「クレーン・ショベル付」A種工作車、レー
スカー、ラリーカーの場合は共済金額10億円にてお引受けします。

けん引自動車の対物賠償特約
対物共済をご契約のけん引車（トラクタ）が他者のトレーラをけん引中の事故で、当該トレーラの滅失、破損または汚損が生じ、法律
上の損害賠償責任を負う場合に、対物共済の共済金額を限度に共済金をお支払いします。
注 被けん引自動車に生じた損害とは修理費（時価を限度）及びレッカー代

車両共済 衝突、接触、墜落、転覆、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮などの偶然な事故によっ
て契約した車両が損害を受けたときに共済金をお支払いします。

お支払いする共済金
(1)ご契約の車両が修理できる場合（分損：修理費が損害発生時の時価額を下回る場合）
ご契約の車両の損害額からご契約の免責金額（自己負担額）を差し引いた額。
(2)ご契約の車両が修理できない場合（全損：修理費が時価額以上となる場合） 損害発生時の時価額。
臨時費用として、共済金額の5%（10万円を限度とします）をお支払いします。
なお、自家用乗用自動車の引受限度額については2,000万円です。

搭乗者共済 契約自動車に乗車中の人（運転手を含みます）が、自動車事故によって死亡したり
ケガをしたときには共済金をお支払いします。

- お支払いする共済金**
- 死 亡 共 済 金 共済金額（1名につき300万円、500万円、1,000万円の3種類）全額
 - 後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて共済金額の4%から100%。介護を要する重度後遺障害が生じた場合には、共済金額の
10%を重度後遺障害特別共済金として、50%を重度後遺障害介護費用共済金として別に支払います。
 - 医 療 共 済 金 入院1日につき共済金額の1.5/1000、通院1日につき共済金額の1/1000（限度額180日）。

搬送引取費用特約 契約自動車故障や事故等によって走行不能となったときに、自走するた
めの応急処置費用や修理工場まで自動車を搬送するための費用をお支払い
します。また、それにとまう引取費用および移動費用をお支払いします。

- お支払いする共済金**
- (1)応 急 修 理 費 用
 - (2)搬 送 費 用 (1)と(2)を合わせて事故の場合は100万円、故障の場合は30万円が限度となります。
 - (3)引 取 費 用 (3)と(4)を合わせて2万円が限度となります。
 - (4)移 動 費 用

労災共済 業務上・通勤上の災害で従業員の方が死亡したりケガをされたときに
政府労災保険に上乗せして共済金をお支払いします。

遺族補償給付・障害補償給付
業務上・通勤上の災害で従業員の方が死亡されたときまたは後遺障害を被ったときに、契約時に定めた給付額（障害補償給付は後遺障害の度
合に応じて）をお支払いします。

休業補償給付
業務上・通勤上の災害で従業員の方が休業されたとき、休業4日目から1日ごとに契約時に定めた給付額(最高1,092日分)をお支払いします。

自賠責共済 法律(自動車損害賠償保障法)によって、すべての自動車(原動機付自転車を含む)
に加入が義務づけられている強制保険です。原則としてすべての加害者の賠償
責任を担保するとともに、すべての被害者の基本的な賠償を保障する制度です。

基本的な対人賠償として、交通事故による死亡の場合は3000万円まで、後遺障害の場合は等級に応じて第14級75万円から第1級3000万
円まで（神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し介護が必要な場合、常時介護のときは4000万円、随時介護のときは3000万円）、
傷害の場合は、120万円までの共済金をお支払いします。
お支払いにあたっては、法律に基づいて定められた支払基準にもとづいて迅速・適正にお支払いします。

契約推進 自助努力により負担を軽減 組合員企業の安定に役立ちます

当組合は、交通事故による損害賠償責任を負うリスクから組合員契約者を守り、組合員の経営の一助となるように共済契約の普及推進を図っています。また、協同組合の特色を生かして組合員の協力で契約獲得費用を節減し、交通事故防止に力を入れることで事業費や損害率を抑え、共済掛金水準を抑える努力をしてきました。また、シンプルでわかりやすい商品内容が特徴です。交通事故被害者の救済、共済契約者の被るリスクからの保護という、貨物運送事業者に必要な基本的補償は十分です。契約者の皆さまが必要な共済種目を任意に選択していただけます。当組合では、各種の共済パンフレットや広報誌、業界紙などを通じて商品やサービスのご案内をさしあげるとともに、各種会議において契約担当者がご要望をお伺いし、ニーズに応えられるように努力しています。また、共済契約推進にあたっては、勧誘方針を厳守し、重要事項の説明を行います。



勧誘方針の策定

当組合では、組合員、契約者の皆さまからより一層のご信頼をいただけるよう、共済の勧誘にあたっての方針を定め、適正な共済契約の推進・勧誘に努めています。

勧誘方針 ～組合員の皆さまへのお知らせ～

共済契約の推進にあたり「金融商品の販売等に関する法律」に基づいて、つぎの勧誘方針を定めましたので、ご案内します。

1. 共済契約のお勧めにあたっては、中小企業等協同組合法、金融商品の販売等に関する法律その他各種法令等を遵守し、適正な共済契約の推進に努めてまいります。

2. 組合員の皆さまに共済商品の内容を正しくご理解をいただくために、説明内容や説明方法を創意工夫し、組合員の皆さまの意向と実情にそった適切な共済商品が選択できるよう努めていきます。

3. 共済契約の推進にあたっては、組合員の皆さまのご迷惑とならないように、時間帯や場所につき十分に配慮してまいります。

4. 組合員の皆さまと直接対面しない共済契約推進（郵送等）をおこなう場合は、説明内容等を工夫し、組合員の皆さまにご理解いただけるよう努めてまいります。

5. 万が一共済事故が発生した場合におきましては、迅速かつ的確な共済金の支払いに努めてまいります。

6. プライバシー保護の重要性を認識し、組合員の皆さまの個人情報については適正かつ厳正な管理に努めてまいります。

7. 組合員の皆さまのご意見、ご要望をお聞きし、今後の共済商品開発や契約推進に反映していくよう努めてまいります。

ご契約にあたって

ご契約は、組合員および系列会社に限ります。

組合員とは、大阪府、奈良県、和歌山県、滋賀県、京都府内の貨物運送事業者が組合の加入承認を得た後、一定の出資（一口5,000円）をした方のことをいいます。組合員と人的、資金的に密接な関係をもつ系列会社は、その組合員の契約を前提に員外利用として共済契約ができます。

ご契約のすすめ

組合員の皆様とのご相談を通じて、リスクや意向に応じた共済プランを提案、説明します。共済契約は、交通事故による損害に対して、適正な共済金で補うことが目的です。共済金額は、適切な額をお付けください。車両共済契約は時価でお引受します。当組合では、交通事故賠償の高額化に備え、対人・対物ともに無制限でのご契約をおすすめします。また、自賠責共済もあわせてご契約いただくと、共済金請求手続きなどが一本化でき、共済金支払も一段とスピーディとなります。

共済契約の申込み

ご契約時において、当組合が告知を求めたもの（告知事項）について、事実を正確に回答いただきます。（告知義務）その告知いただいた内容が事実と異なっている場合には、契約を解除したり、共済金をお支払いできないことがあります。共済契約申込書に表示・記載された内容に誤りがないことを十分ご確認ください。共済契約申込書に署名または記名押印のうえ提出いただきます。当組合の共済責任は、共済契約引受証書記載期日の午後4時から始まります。

共済掛金のお支払い

共済掛金のお支払いには、ご契約と同時に全額を一括して払い込んでいただく一回払のほか、6回払または11回払の分割払方法があります。初回掛金は、原則としてご契約の申込と同時に、現金または小切手で取扱銀行にお支払いください。分割払は、口座振替によりお支払いいただけます。共済期間が始まった後であっても、当組合が共済掛金を領収する前に生じた損害または傷害に対しては共済金をお支払できません。これにかかわらず、共済期間の初日の翌日から3営業日以内に共済掛金を払い込まれたときは、当組合は共済期間の初日から責任を負います。また、払込期日から7営業日を過ぎても共済掛金の払い込みがないときは、ご契約を解除する場合があります。第2回目以降の分割払掛金が払込期日から7営業日を過ぎても分割払掛金の払い込みがない場合は、払込期日の翌日以降に事故が発生しても共済金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後、下記のようにご契約車を入れ替るなど、契約内容の変更が生じる場合は、直ちに当組合にご通知ください。ご通知をいただけない場合、共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。（契約車両の入替、契約車両の用途・車種、登録番号などの変更、競技または試験に使用する場合など）

14 2022 DISCLOSURE KINKI KYOSAI

2022 DISCLOSURE KINKI KYOSAI 15

事故処理サービス 親切・スピード・信頼をモットーに安心と満足を提供します

共済（保険）の値打ちは、事故が起きたときに試されます。

不幸にして事故が起きた時に、迅速・的確に事故処理の対応に取り組んで解決をはかることが、何よりのサービスとして組合員に安心を提供することになり、被害者救済にもつながることを確信しています。

当組合は、「組合員第一」の姿勢で全力をあげて取り組むことを基本に、組合員の皆さまに最も近い第一線スタッフの対応力を高め、組合員の皆さまにご満足いただけるサービスの提供につとめます。このため、特に事故処理担当者の能力向上に力を入れ、職員研修などを積極的に行っています。

示談代行サービス

契約車両による事故が発生したときには、事故解決への相談、援助はもちろん、契約者と被害者の同意があれば、損害賠償額を確定させるために、当組合が被害者との示談交渉を引き受け、組合員に納得いただける示談交渉サービスを行います。



親切・スピーディな事故解決

事故処理は専門スタッフが担当し、組合員と常に連絡をとりながらすすめます。対物事故におけるコンピューターによる事故車損害額見積りシステムやインターネットを媒介した画像伝送協定システム、判例検索のOA化、各種専門調査機関の有効活用などにより適切かつスピーディな事故解決に努力しています。

また、法律上の問題については顧問弁護士、医療上の問題については審査医に相談しながら適正・妥当な賠償につとめています。スタッフの社内、社外研修を計画的に実施し、スキルアップを図っています。



組合員への進捗状況報告の強化

事故受付後における被害者、相手方の損害状況や交渉経過、支払状況などを組合員に電話にてタイムリーに報告することを徹底しています。

訴訟になったときにも万全のサポート

万一訴訟になった場合でも、弁護士により十分ご援助できる体制を整えています。

夜間・休日事故受付サービス

平日夜間、土日・祝日の当組合営業時間外の事故のご報告は、「近畿共済事故受付センター」が受付いたします。「近畿共済事故受付センター」では、事故の状況に対応して、ただちに相手方（被害者）や医療機関、修理工場やレンタカー会社への連絡など、必要な初期対応を行う体制を整えています。



夜間・休日事故受付

0120-132583

受付時間

平日午後5時から翌日午前9時まで
土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月4日)については終日

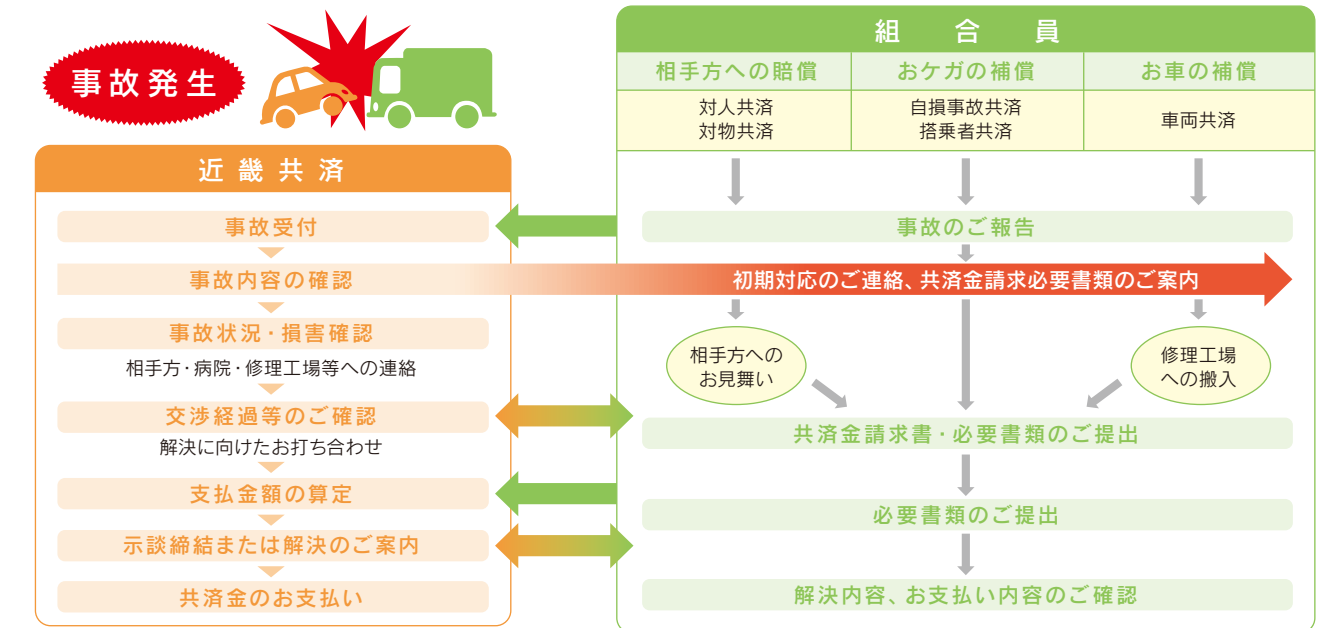


搬送引取費用特約が提供するロードサービス

搬送引取費用特約の補償として事故や故障時の応急処置およびレッカーによる牽引等を提供するためにロードサービス専用フリーダイヤル受付デスクを設置しています。当組合の営業時間にかかわらず、24時間・365日、ロードサービスをご利用いただけます。なお、このロードサービスは、搬送引取費用特約または事故の場合の車両共済のご契約自動車をご利用いただけます。



事故発生から共済金お支払いまでの流れ



①事故の発生と事故報告

万一事故が起これば、まず負傷者の救護や損害の拡大防止を行うとともに警察等に通報をしてください。そして、すみやかに近畿共済に事故の報告をお願いします。折り返し、事故処理スタッフより連絡します。

②事故原因や損害状況の確認

ご契約内容を確認のうえ、事故処理スタッフが事故現場や被害物件の確認、被害者・関係者との折衝を行います。当組合では、所定の期間内に必要な調査を終え共済金をお支払いします。

③必要書類の提出

共済金支払に必要な書類をご案内いたしますので、確実な共済金支払期日管理のために、早期の提出にご協力ください。

④示談交渉と共済金の算出、お支払

賠償事故については、示談交渉により損害額や過失割合を決定して支払共済金額を算出し、迅速に共済金をお支払いします。

トラック交通共済ロードサービスの斡旋

当組合では契約組合員の皆さまに、「日本ロードサービス株式会社（JRS）」によるロードサービスの加入を斡旋しています。（利用料金は利用者のご負担となります。）

事故防止の取組み 組合員と一体になった事故防止の推進 安全を提供します

交通事故により企業が受ける損失は損害賠償金にとどまりません

企業の事故処理担当者が要した費用や労働力の損失、事故を起こした運転者の免許停止等による労働力の損失、優良割引率減少による掛金（保険料）のアップ、企業のイメージダウン…。こうした共済（保険）でカバーしきれない損失も無視できません。とりわけ、競争も一段と厳しい今の時代に企業のイメージダウンは致命的です。

また交通事故の防止は、道路を使用した運送を業とする貨物運送事業者にとっては社会的な責務ともいえます。当組合は、事業所における事故を未然に防止するための多面的な活動に組合員と一体になって取り組み、事故の減少に努力し、社会への貢献につとめていきたいと考えています。

個別事業所訪問活動

事故多発の組合員や重大事故を起こした組合員等を当組合スタッフ（安全指導員等）が訪問し、事故発生の原因や背景などを探り、今後の事故防止対策についてともに検討し、その事業所に適した指導・助言を行います。

またその際、過去3年間の事業所の事故データーを分析して事故の内容や原因を明らかにし、アドバイスを記した資料をお届けします。事故多発運転者には、自動車事故対策センターが行う適性診断の受講も要請しています。

個別事業所講習会

当組合事務局から安全指導員が出向き、運転者等を対象とした講習会を行います。

その際、講話に加えて、組合員の要望により、安全教育のDVD等の上映を実施します。



訪問等の実績（令和3年度）

- 個別事業所訪問……395事業所を訪問しました。
- 個別事業所講習会……228回開催し、1,969名の運転者が受講されました。

運転適性診断車巡回サービス

運転適性診断車（運転操作検査器3台、プリンター1台搭載）を契約事業所の申込に応じて巡回し、運転者の運転適性を診断しています。

この診断により、運転者は自己の運転特性を正しく認識でき、運行管理者は運転者個々の適性を日々の安全管理に役立てていただけます。

平成21年8月の運行開始以降に受診された運転者は2万名を突破しました。（1,918事業所、25,010名；令和4年6月末現在）



アクセスチェッカーミニの貸出サービス

運転者の運転操作検査ができるコンパクトな検査器で、持ち運びに便利であらゆる場所での検査が可能です。安全教育に役立てていただけるように、この機器を貸出しています。



事故防止機器購入費用の一部助成

事故防止機器の普及促進を図るため、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ、ドラレコ・デジタコ（一体型）を購入（リース）した場合に、その費用の一部を助成しています。

安全運転体験施設の活用

事業主および運行管理者が安全運転体験研修施設で体験研修を受けられる場合に、当組合が費用の一部を助成します。講習を通じて得た経験を運転者の安全指導に役立てていただきます。



事故防止セミナー

運転者の教育や指導に役立てていただく趣旨で、事業主および運行管理者を対象としたセミナーを開催しています。講師は、大学教授や評論家、安全運転施設講師など多彩な分野から迎え興味深いお話をさせていただきます。



DVD貸出サービス

安全教育に役立てるため、事故防止のDVDの視聴覚教材を用意しています。当組合では、オリジナルDVD「安全運転6つのポイント」を作成し、1日1項目の5分程度の映像でご覧いただけます。



交通事故防止キャンペーン

事故多発が予想される8月から12月にかけて事故防止キャンペーン（無事故コンクール）を実施し、期間中優良な地域の表彰や無事故事業所に記念品の贈呈を行います。



無事故無違反優良ドライバーの表彰制度

1年間無事故、無違反の運転者に対して表彰状と記念品を贈呈します。



安全運転講習会

運転者および運行管理者を対象に、各地域で開催している安全運転講習会を後援しています。



広報活動

ポスターやチラシなどによる活発な広報活動を行い、事故の防止を呼びかけています。交協連主催による交通事故防止標語や体験記・児童画の募集に協力しています。



特別指導講習

国土交通省告示に基づき、事業者に義務づけられた事故惹起者と初任運転者に対する特別指導講習会を事業者に代わって行っています。

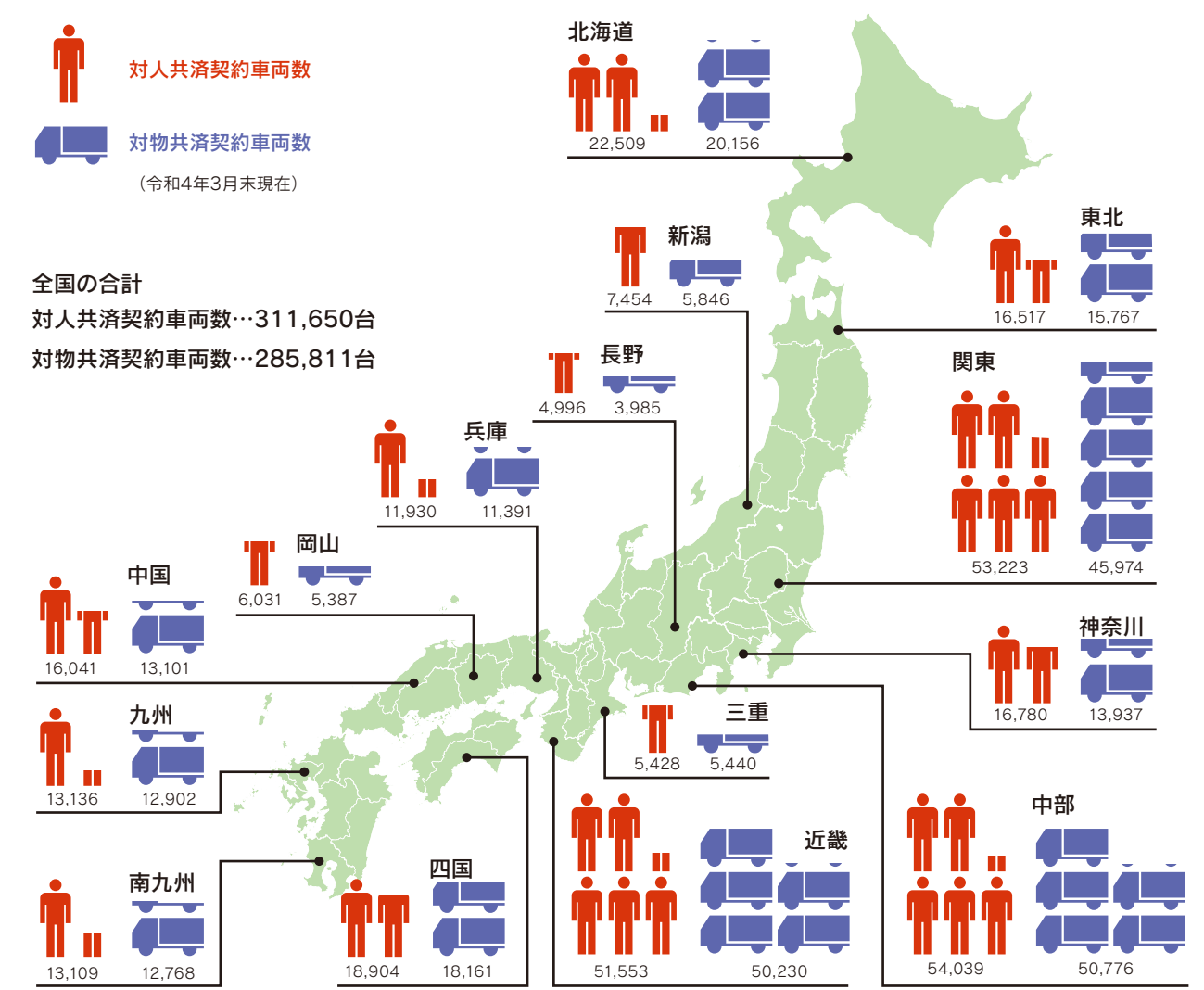


トラック共済のネットワーク

再共済制度で万全の共済金支払を確保します

対人・対物事故による巨額な賠償金の支払を確保できるように、全国15のトラック交通共済協同組合により再共済団体として全国トラック交通共済協同組合連合会（略称 交協連）を設立しています。その対象地域は、沖縄県を除く全国に及び、各単位組合の総資産合計は 1000 億円を超え中小企業協同組合の共済としては最大の規模となっています。

各トラック共済は、連合会のもとに連携しながら自賠責共済や事故防止などの事業協力体制をとっています。



資料編

Data

事業の概況

- 1. 直近の5事業年度における主要な業務状況を示す指標としての事項 … 22
- 2. 主要な業務の状況を示す指標 … 23
- 3. 共済金等の支払能力の充実の状況 … 25

経理および財産運用の状況

- 1. 財務諸表 … 26
- 2. 財産運用に関する指標 … 29
- 3. その他の指標 … 31

組合概要

- 1. 組合の沿革 … 32
- 2. 主要な業務 … 34
- 3. 業務運営の組織 … 34
- 4. 役員の状況 … 35
- 5. 事務所の状況 … 36

キンコウセーフティ株式会社の概要 … 37

再共済制度とは

踏切での列車との衝突や高速道路での多重衝突事故など巨額事故が発生すると、その共済金が巨額になり、組合の経営が不安定になることから、共済組合が引受ける危険を平均化、分散化するために、契約者から引き受けた危険の内、一定額を超える部分を交協連に負担してもらう取引です（対人共済および対物共済）。さらに高額事故については、交協連を通して再保険会社に再保険をかけることにより支払に万全を期しています。

事業の概況

1. 直近の5事業年度における主要な業務状況を示す指標としての事項

主要な業務状況を示す指標の推移

(単位：千円)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益 (対 前 期 増 減 率)		18,982,384 (▲1.3%)	18,985,101 (0.0%)	18,730,432 (▲1.3%)	18,790,436 (0.3%)	17,674,643 (▲5.9%)
経 常 利 益 (対 前 期 増 減 率)		202,204 (▲76.6%)	565,291 (179.6%)	622,040 (10.0%)	1,459,692 (134.7%)	1,093,434 (▲25.1%)
当 期 純 利 益 (対 前 期 増 減 率)		186,752 (▲308.5%)	517,217 (177.0%)	398,780 (▲22.9%)	1,146,435 (187.5%)	841,898 (▲26.6%)
出 資 金 の 額 (出 資 口 数)		208,375 (41,675)	207,045 (41,409)	204,740 (40,948)	203,655 (40,731)	201,930 (40,386)
純 資 産 額		9,081,184	9,534,735	9,715,324	10,603,320	10,968,778
総 資 産 額		20,915,207	21,301,431	21,834,868	22,348,814	22,536,131
責 任 準 備 金 残 高		3,910,599	3,964,905	4,120,083	4,091,002	4,043,933
有 価 証 券 残 高		13,893,920	14,154,557	14,419,683	14,564,319	14,659,569
支 払 余 力 比 率		1,408.5%	1,476.4%	1403.5%	1503.9%	1694.3%
剰余金の 配当額	出 資 配 当 金	614	610	603	600	594
	利用分量配当金	61,722	215,276	256,752	474,116	301,747
職 員 数		103人	106人	106人	107人	120人
正 味 共 済 掛 金 (対 前 期 増 減 率)		7,293,176 (▲3.0%)	7,328,724 (0.5%)	7,484,486 (2.1%)	7,227,897 (▲3.4%)	6,856,735 (▲5.1%)
員 外 利 用 割 合		0.56%	0.53%	0.56%	0.42%	0.47%

2. 主要な業務の状況

出資口数、出資および事業利用組合員数

(単位：口、人)

	令和2年度	令和3年度
出 資 口 数	40,731	40,386
出 資 組 合 員 数	3,316	3,314
事 業 利 用 組 合 員 数	2,589	2,587

共済の種類ごとの契約台数

(単位：台)

	令和2年度	令和3年度
対 人 共 済	52,326	51,563
搭 乗 者 共 済	30,129	29,410
対 物 共 済	50,925	50,230
車 両 共 済	22,111	22,330
労 災 共 済	2,325	2,228
自 賠 責 共 済	6,809	7,162

共済の種類ごとの元受共済掛金

(単位：千円)

		令和2年度		令和3年度		
		構成比(%)	増収率(%)	構成比(%)	増収率(%)	
対 人 共 済	2,218,689	30.7	－3.3%	2,092,646	30.5	－5.7%
搭 乗 者 共 済	110,792	1.5	－2.3%	104,415	1.5	－5.8%
対 物 共 済	3,003,999	41.6	－3.6%	2,847,735	41.5	－5.2%
車 両 共 済	1,699,987	23.5	－2.2%	1,622,812	23.7	－4.5%
労 災 共 済	20,680	0.3	－7.4%	20,703	0.3	0.1%
自 賠 責 共 済	173,752	2.4	－14.1%	168,423	2.5	－3.1%

共済の種類ごとの支払共済金

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
対 人 共 済	1,656,885	1,084,504
搭 乗 者 共 済	29,859	23,704
対 物 共 済	2,189,065	2,048,229
車 両 共 済	849,385	810,274
労 災 共 済	10,398	28,772
自 賠 責 共 済	192,217	170,498

事業の概況

共済の種類ごとの事故発生および処理状況

	令和2年度				令和3年度			
	期首未済	期中発生	期中処理	期末未済	期首未済	期中発生	期中処理	期末未済
対人共済(人)	1,504	1,246	1,504	1,246	1,246	1,180	1,215	1,211
搭乗者共済(人)	29	28	26	31	31	17	28	20
対物共済(物件)	1,819	4,906	5,172	1,553	1,553	5,229	5,171	1,611
車両共済(件)	423	1,109	1,169	363	363	1,142	1,111	394
労災共済(人)	11	30	25	16	16	20	26	10

再共済又は再保険を引受けた者および支払再共済金の上位を占める5社の割合

令和2年度	全国トラック交通共済協同組合連合会	100%
令和3年度	全国トラック交通共済協同組合連合会	100%

未収再共済金

(単位：百万円)

令和2年度	86
令和3年度	66

3. 共済金等の支払能力の充実の状況

(単位：千円)

区分	年度	令和2年度	令和3年度
A. 支払余力総額		10,712,581	11,407,542
出資金		203,655	201,930
利益準備金		584,000	584,000
剰余金		9,795,057	10,182,847
異常危険準備金の額		604,583	741,105
出資配当金		599	593
利用分量配当金		474,115	301,747
土地の含み益		0	0
B. リスクの合計額	$\sqrt{R1^2+(R3+R4)^2+R2+R5}$	1,424,661	1,346,574
(R1)一般共済リスク		1,242,196	1,168,854
(R2)巨大災害リスク		105,438	97,824
(R3)予定利率リスク		0	0
(R4)財産運用リスク		338,672	337,713
(1)価格変動リスク		299,763	301,668
(2)信用リスク		20,500	18,129
(3)子会社等リスク		0	0
(4)再保険リスク		17,553	17,257
(5)再保険回収リスク		856	659
(R5)経営管理リスク		33,686	32,088
C. 支払余力比率	$\{A/(B \times 1/2)\} \times 100$	1503.9%	1694.3%

支払余力比率

当組合では、共済事故発生の際の共済金支払に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生など通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした通常の予測を超えて発生する諸リスク（上表のB）に対応するため、どのくらいの支払能力（上表のA）を備えているかを判断するための経営指標として、中小企業等協同組合法の規定に基づき計算されたのが「支払余力比率」（上表のC）です。

なお、支払余力比率は、行政庁が経営の健全性を判断する際に活用する客観的な指標のひとつで、この比率が200%を下回ると行政庁より早期是正措置がとられることとなります。

（注）当組合の支払余力比率は、損害保険会社のソルベンシーマージン比率と算出基準が異なるため、単純に比較はできません。

経理および財産運用の状況

1. 財 務 諸 表

貸借対照表

(単位：円)

資 産 の 部			負 債 及 び 純 資 産 の 部		
科 目	令和2年度 (令和3年3月31日現在)	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	科 目	令和2年度 (令和3年3月31日現在)	令和3年度 (令和4年3月31日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
I 現 金 預 金	2,052,593,407	1,815,346,094	I 共 済 契 約 準 備 金	10,800,063,541	10,632,916,382
II 有 価 証 券	14,564,319,250	14,659,568,550	支 払 備 金	6,709,061,490	6,588,982,982
国 債	4,030,245,500	6,222,918,500	責 任 準 備 金	4,091,002,051	4,043,933,400
地 方 債	8,035,819,750	6,137,396,050	II 共 済 事 業 負 債	175,932,996	168,505,444
政 保 債	2,498,254,000	2,299,254,000	未 払 返 戻 金	318,820	844,760
III 共 済 事 業 資 産	5,379,705,681	5,496,910,245	未 払 再 共 済 掛 金	78,323,490	76,586,330
未 収 共 済 掛 金	2,405,725,140	2,276,774,150	未 払 業 務 委 託 費	8,678,414	8,937,383
未 収 再 共 済 金	85,554,412	65,868,197	未 払 配 分 付 加 掛 金	2,767	2,621
未 収 配 分 付 加 掛 金	902,835	475,987	前 受 共 済 掛 金	44,035,960	42,432,330
前 払 共 済 金	699,348,416	1,045,948,588	共 済 仮 受 金	44,573,545	39,752,020
自 賠 立 替 金	288,492,252	242,305,590	III そ の 他 負 債	426,672,784	407,581,640
共 済 仮 払 金	382,709,126	373,004,733	未 払 金	92,253,169	129,706,273
支 払 備 金 見 返	1,516,973,500	1,492,533,000	預 り 金	10,699,869	11,894,268
IV そ の 他 資 産	151,288,082	152,685,731	仮 受 金	22,452,746	26,074,199
関 係 先 出 資 金	123,607,000	123,607,000	未 払 法 人 税 等	301,267,000	239,906,900
差 入 保 証 金	5,699,000	5,546,700	IV 引 当 金	342,824,610	358,349,247
子 会 社 出 資 金	10,000,000	10,000,000	賞 与 引 当 金	46,570,000	57,320,000
未 収 金	6,460	108,513	退 職 給 与 引 当 金	296,254,610	301,029,247
前 払 金	1,521,945	3,533,433			
貸 付 金	7,755,000	6,290,000			
前 払 費 用	1,882,128	2,081,560			
長 期 前 払 費 用	84,285	801,167	負 債 合 計	11,745,493,931	11,567,352,713
貯 蔵 品	732,264	717,358	1. 出 資 金	203,655,000	201,930,000
V 固 定 資 産	200,907,630	411,620,071	2. 資 本 剰 余 金	4,070,000	4,070,000
備 品 ・ そ の 他	8,535,960	14,676,082	資 本 準 備 金	4,070,000	4,070,000
土 地	80,570,100	80,570,100	3. 利 益 剰 余 金	10,395,595,119	10,762,777,978
電 話 加 入 権	4,345,077	4,345,077	利 益 準 備 金	584,000,000	584,000,000
ソ フ ト ウ ェ ア	29,350,993	21,943,215	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,811,595,119	10,178,777,978
ソフトウェア仮勘定	78,105,500	290,085,597	教 育 情 報 費 用 繰 越 金	45,000,000	60,000,000
			組 合 積 立 金	8,619,929,934	9,269,929,934
			当 期 未 処 分 剰 余 金	1,146,665,185	848,848,044
			(内、当期剰余金)	1,145,435,027	841,898,489
			純 資 産 合 計	10,603,320,119	10,968,777,978
資 産 合 計	22,348,814,050	22,536,130,691	負債および純資産合計	22,348,814,050	22,536,130,691

損益計算書

(単位：円)

科 目		令和2年度 自：令和2年4月1日 至：令和3年3月31日		令和3年度 自：令和3年4月1日 至：令和4年3月31日	
		費 用	収 益	費 用	収 益
経 常 損 益	経 常 収 益				
	正 味 共 済 掛 金		7,227,897,020		6,856,735,220
	受 入 配 分 付 加 掛 金		42,647,433		44,096,927
	支 払 備 金 戻 入		7,113,703,190		6,709,061,490
	責 任 準 備 金 戻 入		3,795,322,193		3,613,810,435
	受 入 再 共 済 金		494,319,346		318,640,283
	受 取 手 数 料		1,276,000		1,191,000
	資 金 運 用 益		97,780,869		91,062,937
	事 故 防 止 補 助 金		12,991,791		10,422,382
	そ の 他 経 常 収 益		4,498,412		29,622,095
	経 常 費 用				
	支 払 共 済 金	4,927,809,602		4,165,980,839	
	支 払 備 金 繰 入	6,709,061,490		6,588,982,982	
	支 払 備 金 見 返 益	△1,516,973,500		△1,492,533,000	
	支 払 備 金 見 返 戻 入	1,317,411,000		1,516,973,500	
特 別 損 益	特 別 利 益				
	50周年記念事業引当金戻入		50,701,000		
	特 別 損 失				
	50周年記念事業費	51,139,558			
	固 定 資 産 除 却 損	9,396		74,311	
	特 別 利 益		50,701,000		
	特 別 損 失	51,148,954		74,311	
	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		1,459,244,499		1,093,359,738
	法 人 税 等 充 当 額		312,809,472		251,461,249
	当 期 純 利 益 金 額		1,146,435,027		841,898,489

経理および財産運用の状況
剰余金処分

	令和2年度 自：令和2年4月1日 至：令和3年3月31日	令和3年度 自：令和3年4月1日 至：令和4年3月31日
I. 当期末処分剰余金		
当期純利益金額	1,146,435,027 円	841,898,489 円
前期繰越剰余金	230,158 円	6,949,555 円
合 計	1,146,665,185 円	848,848,044 円
II. 組合積立金等取崩額		
教育情報費用繰越金取崩	45,000,000 円	60,000,000 円
合 計	45,000,000 円	60,000,000 円
(I + II) 合計	1,191,665,185 円	908,848,044 円
III. 剰余金処分額		
利益準備金	0 円	0 円
教育情報費用繰越金	60,000,000 円	60,000,000 円
組合積立金 (特 別 積 立 金)	650,000,000 円 (650,000,000 円)	540,000,000 円 (540,000,000 円)
出資配当金 (年0.3%)	599,980 円	593,500 円
利用分量配当金	474,115,650 円	301,747,370 円
合 計	1,184,715,630 円	902,340,870 円
IV. 次期繰越剰余金	6,949,555 円	6,507,174 円

2. 財産運用に関する指標

運用資産の構成・平均残高・運用利回り (単位：千円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	平均残高	運用利回り	平均残高	運用利回り
現 金 預 金	1,565,106	0.01%	1,781,477	0.00%
有 価 証 券	14,455,650	0.67%	14,498,319	0.62%
合 計	16,020,756	0.61%	16,279,795	0.55%

運用資産の増減 (単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度
現 金 預 金	562,200	△ 237,247
有 価 証 券	144,636	95,249
合 計	706,836	△ 141,998

利息及び配当金収入明細 (単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度
現 金 預 金	2	0
有 価 証 券	97,779	91,063
(内 償 還 損 益 等)	(29,055)	(15,528)
合 計	97,781	91,063

有価証券明細 (単位：千円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国 債	4,030,246	27.7%	6,222,919	42.4%
地 方 債	8,035,820	55.2%	6,137,396	41.9%
政 府 保 証 債	2,498,254	17.1%	2,299,254	15.7%
利 付 商 工 債	0	0.0%	0	0.0%
社 債	0	0.0%	0	0.0%
合 計	14,564,319	100.0%	14,659,569	100.0%

経理および財産運用の状況

有価証券残存期間別残高 (単位：千円)

区 分	令和2年度					
	1年以下	1年～3年	3年～5年	5年～7年	7年～10年	10年超
国 債	0	0	0	0	0	4,030,246
地 方 債	348,424	1,808,097	2,158,747	608,747	763,121	2,348,683
政 府 保 証 債	199,000	600,000	0	0	0	1,699,254
利 付 商 工 債	0	0	0	0	0	0
社 債	0	0	0	0	0	0
合 計	547,424	2,408,097	2,158,747	608,747	763,121	8,078,183

区 分	令和3年度					
	1年以下	1年～3年	3年～5年	5年～7年	7年～10年	10年超
国 債	0	0	0	0	0	6,222,919
地 方 債	1,054,024	1,208,447	508,747	508,747	763,121	2,094,309
政 府 保 証 債	500,000	100,000	0	0	0	1,699,254
利 付 商 工 債	0	0	0	0	0	0
社 債	0	0	0	0	0	0
合 計	1,554,024	1,308,447	508,747	508,747	763,121	10,016,482

3. その他の指標

固定資産の残高

令和2年度 (単位：千円)

種 類	取得原価				減価償却		期 末 簿 価 (A - B)
	前 期 末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	A.当期末残高	当 期 償 却 額	B.累 計 額	
有形固定資産	98,384	6,677	1,314	103,747	2,867	14,641	89,106
無形固定資産	87,170	72,309	4,752	154,726	15,049	42,925	111,802
合 計	185,554	78,986	6,066	258,473	17,916	57,566	200,908

令和3年度 (単位：千円)

種 類	取得原価				減価償却		期 末 簿 価 (A - B)
	前 期 末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	A.当期末残高	当 期 償 却 額	B.累 計 額	
有形固定資産	103,747	13,484	2,003	115,228	7,269	19,982	95,246
無形固定資産	154,726	228,825	0	383,552	17,729	67,178	316,374
合 計	258,473	242,309	2,003	498,780	24,998	87,160	411,620

責任準備金の積立方式および積立率

	令和2年度	令和3年度
積立方式	未經過方式	未經過方式
積立率 (異常危険準備金を除く)	100%	100%

出資金および積立金の明細

年度	種 類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
令和2年度	出 資 金	204,740	1,175	2,260	203,655
	資 本 準 備 金	4,070			4,070
	利益剰余金	利益準備金	584,000		584,000
		教育情報費用繰越金	45,000		45,000
		組合積立金	8,474,930	145,000	8,619,930
	当 期 未 処 分 剰 余 金	402,584	744,081		1,146,665
令和3年度	出 資 金	203,655	1,535	3,260	201,930
	資 本 準 備 金	4,070			4,070
	利益剰余金	利益準備金	584,000		584,000
		教育情報費用繰越金	45,000		60,000
		組合積立金	8,619,930	650,000	9,269,930
	当 期 未 処 分 剰 余 金	1,146,665		297,817	848,848

事業費明細 (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
事 業 費	1,049,807	1,107,767
一般管理費	348,978	414,275

組合概要

1. 組合の沿革

昭和30年度後半以降の高度経済成長期におけるモータリゼーションの急速な進展とともに、交通事故も年々多発する中で、とりわけ事業用貨物自動車は高い事故発生率を記録していました。こうした情勢のもと、慢性的な赤字状態がつづく損保業界では、トラック事業者に対して契約拒否の姿勢をとるとともに、料率面でも昭和44年11月に自賠責保険料を平均96.5%引上げ、翌年6月には任意の対人賠償保険料を平均89.0%引上げるという厳しい事態に至ったことから、トラック業界では、企業防衛のために交通共済事業の制度化を余儀なくされるところとなりました。

昭和45年3月から大阪において万国博覧会が開催されるにあたり、来阪する外国人の人身事故が生じた場合の高額補償を危惧した大阪府トラック協会は「万国博外国人交通事故賠償共済会」を発足、さらに同年8月「大阪府交通共済協同組合」が創立、事業を開始するところとなりました。

当組合の着実な事業推進を契機としてトラック共済制度は全国に広がり、昭和47年8月各地のトラック共済（7単協）による連合会である全国トラック交通共済協同組合連合会を大阪の地に設立しました。

その後当組合は、トラック共済のパイオニアとして、損保業界の動きに対応して商品やサービスの充実を

図り、組合員のニーズに対応した共済事業を展開いたしました。平成13年には、自賠責共済事業に参入するとともに子会社キンコウセーフティ㈱を設立、損害保険および生命保険代理店事業を開始し、総合的に組合員の事業リスクをカバーする制度を整えました。

金融制度改革の流れのもとで料率算定会制度廃止（平成10年）などを始めとする保険自由化以降、護送船団方式と言われた損保各社横並びの体制が崩れ、損保業界においては業界再編を伴いながら激的な商品開発、価格競争が繰り広げられてきました。さらに、人口の減少、少子高齢化や自動車販売不振など国内損保市場の縮小による収益悪化がすすみ、貨物運送業界への契約攻勢のもとで当組合においても損保会社との競争が激化してきました。また、保険業法の改正（平成18年）、中小企業等協同組合法の改正（平成19年）、そして保険法の制定（平成22年）にともない、損保会社と同等の監督・規制に対応した事業運営が求められるところとなりました。

当組合は令和2年、創立50周年を迎えました。今後とも、創立以来の「組合員第一」の姿勢を堅持しつつ、時代の変化に対して的確な対応を図り、強固な経営・財政基盤を構築し、より最適な共済商品やサービスを組合員の皆さまに提供してまいります。

	近 畿 共 済 の 出 来 事	自 動 車 保 険 の 出 来 事	経 済 ・ 社 会 の 出 来 事
昭和44	12月 大阪府トラック協会に 交通災害共済制度研究委員会設置	44年 11月 自賠責保険料を96.5%引上げ	
45 (1970)	3月 大阪府トラック協会に 交通災害共済制度準備委員会設置 8月 大阪府交通共済協同組合創立総会 大阪陸運局認可 設立登記 9月 共済事業開始（対人共済掛金は損保の60%）	45年 6月 任意対人賠償保険料を89.0%引上げ	45年 3月 大阪で万国博覧会を開催
47	7月 全国トラック交通共済協同組合連合会設立（東京、 神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡、熊本の7単協） 10月 自賠責保険代理店事業開始		46年 8月 アメリカ、金ドル交換一時停止を発表
48	2月 国税庁長官通達で、責任準備金、支払備金の損金算 入が認められる 3月 交協連 統一経理基準を実施 4月 交協連 再共済事業を開始 11月 交協連 統一損害額査定基準を実施	48年 8月 自賠責・任意一括払制度を導入	48年 10月 第一次石油危機
49	1月 名称を「近畿交通共済協同組合」 （略称を近畿共済）に変更 8月 労災共済の事業開始	49年 3月 家庭用自動車保険(FAP)を発売 （対人1事故無制限、 対人示談代行サービス）	
50	4月 示談代行サービスを開始 対人割引・割増制度を新設 自賠責保険金立替払を実施 9月 対物・車両共済事業開始（共済掛金は損保の80%）		

	近 畿 共 済 の 出 来 事	自 動 車 保 険 の 出 来 事	経 済 ・ 社 会 の 出 来 事
昭和51年	1月 対人共済金額「1事故あたり」を「1人あたり」に、 1事故について5億円まで補償を拡大	51年 1月 自家用自動車保険(PAP)を発売	54年 1月 第二次石油危機
55 (1980)	4月 搭乗者危険担保特約を新設（共済掛金は損保の80%） 創立10周年記念式典		56年 3月 第二次臨調発足
56	4月 対人共済金額を1億円に拡大 10月 全自動車共済種目の掛金を損保の60%に統一	57年 10月 自家用自動車総合保険(SAP)を発売	
58	8月 創立以来初めての赤字決算を受け、 選定事業所対策等の収支改善策を決議 （第43回臨時総代会）	58年 7月 対人1名保険金額を無制限に 59年 12月 自賠責保険審議会、医療費支払や 後遺障害認定の適正化等 制度改善を答申	60年 5月 国鉄、電電公社等民営化決定 60年 9月 ブラザ合意 1年 4月 消費税実施 1年 12月 東証株価3万8915円の史上最高値 1年 12月 冷戦終結宣言
平成2 (1990)	3月 創立20周年記念式典 4月 対人共済金額無制限を新設 （12月）物流二法施行 12月 組合本部事務所を京橋の大ト協研修センターへ移転		3年 1月 湾岸戦争
6	（5月） 道路交通法改正（過積載の規制強化）		6年 9月 関西国際空港開港
7	1月 阪神大震災発生 被災組合員にお見舞い		7年 1月 阪神大震災 7年 9月 公定歩合0.5%に
8	（4月） 新保険業法施行 （12月） 日米保険協議合意	8年 12月 全労済グループ等が自賠責共済に参入 アメリカンホーム社初の通販開始	9年 11月 北海道拓殖銀行、山一証券が破たん
10	12月 トラック交通共済に対する通達改正	10年 5月 最後の算定会料率 10年 10月 人身傷害補償保険(TAP)を 東京海上が発売	10年 4月 改正外為法施行、日本版ビッグバン始動
11	2月 対物共済金額上限5,000万円に拡大		
12 (2000)	3月 創立30周年記念式典	12年 8月 安田火災と第一生命が初の生損保提携	
13	10月 自賠責共済事業開始 子会社キンコウセーフティ㈱を設立	13年 4月～ 損保会社の合併続く 14年 7月 14年 11月 大成火災破たん	13年 9月 米同時多発テロ 14年 9月 日朝首脳会談 15年 3月 米英イラク戦争
16	1月 対物共済金額無制限を新設		
18	（4月） 保険業法改正	18年 4月 無認可共済に保険業法適用	
19	4月 改正中小企業等協同組合法施行 6月 共済規程を制定		
20	（6月） 保険法成立		20年 9月 リーマンショック、世界経済危機
21年		21年 6月 金融ADRの創設	21年 8月 総選挙で民主党大勝、政権交代
22 (2010)	4月 保険法施行 8月 創立40周年	22年 4月 損保会社大手3グループに集約	
23年			23年 3月 東日本大震災、東電福島第一原発事故 26年 4月 消費税8%に増税
27年 28年 29年	4月 自動車共済掛金、割引・割増制度改定 12月 夜間・休日事故受付サービス 4月 搬送引取費用特約 （5月） 民法（債権法）改正成立		30年 4月 南北首脳会談 6月 米朝首脳会談 9月 台風21号関西通過 5月 令和に改元 10月 消費税10%に増税 1月 新型コロナウイルス感染拡大でパンデミック
令和2年 (2020)	3月 創立50周年記念式典 10月 事業協同組合の事務・権限が国から大阪府へ		2年 3年 7月 東京オリンピック 4年 2月 ロシアがウクライナ侵攻

組合概要

2. 主要な業務

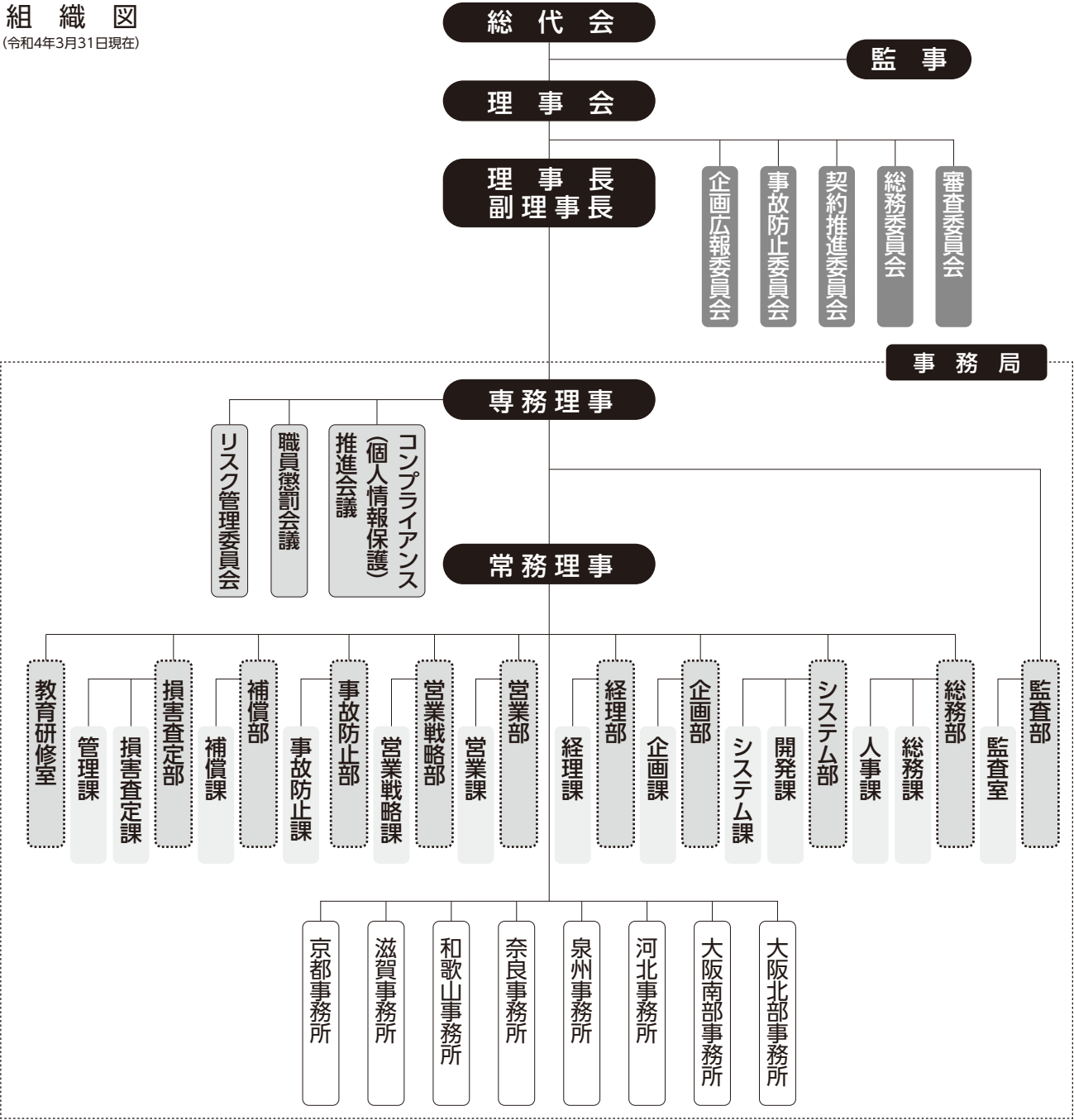
- (1) 自動車共済事業

①対人共済 ②自損事故共済 ③無保険車傷害共済
④対物共済 ⑤車両共済 ⑥搭乗者共済
- (2) 自動車損害賠償責任共済事業
- (3) 労働災害共済事業
- (4) 事故防止に関する事業
- (5) 労働保険事務組合

大阪府下の組合員の委託を受けて、組合員が行う労働保険事務手続きを代行します。

3. 業務運営の組織

組織図
(令和4年3月31日現在)



4. 役員の状況

執行部役員の氏名及び役職名 (令和4年6月3日現在)

地 位	氏 名
理 事 長	坂 田 喜 信
副 理 事 長	岡 田 博
副 理 事 長	池 辺 祐 一
副 理 事 長	吉 田 正 則
副 理 事 長	菅 野 耕 一
副 理 事 長	阪 本 享 三
副 理 事 長	中 秀 夫
副 理 事 長	杉 正
副 理 事 長	宇 野 賢 志

理 事 (令和4年6月3日現在)

地 域	氏 名	会 社 名
河 北 (13名)	浅 田 勝	浅田運送(株)
	足 立 正 伸	(株)阪神商事
	石 原 修	(株)つばめ急便
	稲 野 慶 彦	稲野運輸(株)
	小 澤 茂	菅原運輸倉庫(株)
	亀 井 康 宏	大阪第一作業(株)
	栗 尾 尚 孝	大和運送(株)
	坂 本 茂 治	茨木小型運送(株)
	澤 田 一	(株)シンワ・アクティブ
	橋 本 博 志	(株)宮田運輸
	濱 田 学	(株)キノシタ
	吉 田 正 則	吉田運送(株)
	脇 阪 繁 生	脇阪運輸(株)
中 央 (3名)	池 田 喜八郎	光物流(株)
	高 原 治 二	(株)宇田急配社
	脇 田 耕 作	富士興業(有)
西 (3名)	大 畑 可奈子	(株)阿波彌運送部
	八 木 健	八木運送(株)
浪速南 (3名)	渡 部 仁 一	渡部産業(株)
	齋 藤 憲 司	(株)南和
大 正 (3名)	坂 本 龍 次	やまと運輸(株)
	菅 原 茂 雄	菅原運送(株)
	川 上 満	(株)川上産業社
第 六 (4名)	菅 野 耕 一	(株)カンキウ物流
	麦 踏 勝 吉	(株)丸麦運輸
	西 村 亮	永和重機運輸(株)
	野 田 義 雄	野田運送(株)
北 大 阪 (4名)	福 島 博	(株)福島運送
	三 宅 徳 也	新建運輸(株)

北 大 阪 (4名)	坂 田 喜 信	岸本運送(株)
	田 中 慶 一	タナカ物流(株)
	谷 康 司	日隆産業(株)
東 北 (8名)	中 村 修 二	カネテ組運送(株)
	井 上 算	井上運輸倉庫(株)
	尾 崎 唯 彦	日之出運送(株)
	児 嶋 純	丸善大阪運輸(株)
	坂 本 克 己	大阪運輸倉庫(株)
	田 中 均	田中運送(株)
	中 谷 展 朗	中谷運送(株)
	中 原 毅	(株)中原運輸
南 大 阪 (6名)	村 上 正 光	大阪城東運送(株)
	井 上 忠	(株)井上運送店
	大 谷 宗 樹	(株)明新運輸
	芥 子 民 樹	(有)芥子運送店
	杉 正	ソマ運送(株)
東 大 阪 (9名)	札 場 喬	(株)丸幸陸運
	宮 原 哲 也	紀ノ川運送(株)
	川 口 均	池島運輸(株)
	小 池 宗 一	東和運輸(株)
	重 博文	富士通運輸興業(株)
	下 田 登紀彦	関西物流(株)
	下 谷 昌 弘	弘豊運輸(有)
	中 馬 猛	中馬運輸(株)
	富 澤 美代子	(有)大梶企画
泉 州 (11名)	中 村 喜 英	中村運輸倉庫(株)
	福 塚 正 昭	福塚運送(株)
	池 辺 祐 一	池辺運送(株)
	上 田 謙 造	上田運輸(株)
	内 畑 谷 剛	関空運輸(株)
	川 端 英 治	南海通運(株)
	小 山 均	小山運送(株)
	坂 上 楠 幸	(株)大久運送
	竹 田 敏 之	竹田運送(株)
	玉 置 三 平	(株)清丸運輸
	中 埜 隆 司	ナカセ運輸(株)
港 (2名)	西 尾 實	西尾運送(株)
	松 堂 忠 見	松堂運輸(株)
奈 良 (7名)	芦 野 雄 司	(株)メロス
	藤 井 武 治	此花興産(株)
	塚 本 哲 夫	塚本運送(株)
	辻 本 廣 行	(株)辻本運送
	中 秀 夫	郡山運送(株)
	西 川 直 利	(株)運
	廣 瀬 久 雄	藤俊運輸(株)
山 口 滋	松 谷 周 一	松陸運輸(株)
	山 口 滋	(有)平和運輸

組合概要

和歌山 (6名)	阪 本 享 三	(株)酒本運送
	鳥 羽 弘 基	(株)鳥羽運送
	平 野 嘉 孝	和扇運輸(株)
	三 輪 善 則	紀協運送(有)
	和 田 耕 司	(株)和田物流
滋 賀 (7名)	渡 邊 孝 富	(株)渡辺産業運輸
	岡 田 博	京阪運輸(株)
	甲斐切 稔	甲西陸運(株)
	坂 口 和 男	(株)坂口運送
	田 中 亨	(株)滋賀ユニック
	西 村 隆	彦根ロジスティクス(株)
京 都 (14名)	松 田 直 樹	(株)松田商事
	萬 木 秀 哉	高島運輸(株)
	荒 木 律 也	荒木運送(株)
	宇 野 賢 志	(有)宇野エクスプレス
	大 島 隆 彦	(有)港梱包
	木 原 泰 博	丸工自動車運送(株)
	田 中 実	田中運輸(株)
	内 藤 晴 之	内藤運輸(株)
	中 嶋 守	(株)流通システムナカジマ
	鍋 師 重 則	(株)京綾貨物輸送
	西 畑 義 昭	(株)アースカーゴ
	平 島 竜 二	(株)岸貝物流
	藤 田 周 士	(株)カシックス
員外 (2名)	蒔 田 良 夫	(株)京三運輸
	安 田 敏 英	河嶋運送(株)
	吉 田 敏 雄	たちばな運輸(株)
	鈴 木 秀 雄	近畿交通共済協同組合
	福 山 宏 志	近畿交通共済協同組合

監 事

地 域	氏 名	会 社 名
河 北	長 澤 年 夫	共同運輸倉庫(株)
東 北	北 村 長 男	大阪旭運送(株)
東大阪	市 川 保 一	市川運送(株)
泉 州	森 末 充	丸高運送(株)
滋 賀	渡 辺 一 郎	八日市物流倉庫(株)
京 都	今 井 茂 雄	丸井今井配送(株)
員 外	樫 本 尚 彦	公認会計士

キンコウセーフティ株式会社の概要

名 称	キンコウセーフティ株式会社
	代表取締役社長 坂田 喜信
所 在 地	大阪市城東区嶋野西2丁目11-2 (大阪府トラック総合会館内)
資 本 金	1,000万円 (近畿交通共済協同組合100%出資)
設 立 年 月 日	平成13年10月2日
代 理 店 登 録	平成13年11月8日
契約損保会社	東京海上日動火災保険(株)、三井住友海上火災保険(株)、 AIG損害保険(株)
電 話	06-6965-2561
F A X	06-6965-2830

[取扱い商品]
運送業者賠償責任保険
引受保険会社 (共同保険)
東京海上日動火災保険(株) (幹事会社)
三井住友海上保険(株)
A I G損害保険(株)

自動車保険
火災保険
傷害保険

5. 事務所の状況

事 務 所 の 名 称	所 在 地	電 話 番 号
本 部	大阪市城東区嶋野西2-11-2 (大阪府トラック総合会館内)	06-6965-2828
大 阪 北 部 事 務 所		06-6965-2831
大 阪 南 部 事 務 所		06-6965-2833
河 北 事 務 所	吹田市岸部南2-38-3 (北部地区輸送サービスセンター内)	06-6381-6544
泉 州 事 務 所	堺市西区浜寺石津町中1-9-19 (南部地区輸送サービスセンター内)	072-247-1701
奈 良 事 務 所	大和郡山市額田部北町981-6 (奈良県トラック会館内)	0743-59-1701
和 歌 山 事 務 所	和歌山市黒田1-1-19 阪和第一ビル4階	073-403-6486
滋 賀 事 務 所	栗東市手原3-1-25 (栗東市商工会館内)	077-502-0210
京 都 事 務 所	京都市伏見区竹田向代町51-5 (京都自動車会館内)	075-671-1894

A



O



近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2
TEL.06-6965-2828(代) FAX.06-6965-2838

<https://www.kinkyo.or.jp>
E-mail : kinkyo@kinkyo.or.jp

2022年8月20日発行(500)

U



R

Y

KINKI KYOSAI
DISCLOSURE 2022



C